

令和5年度
福利厚生事務
(退職者用)

健康
保険

年金

その他

公立学校共済組合
愛知支部

愛知県教育委員会
福利課

(一財)愛知県
教育職員互助会

目次

健康保険・短期給付

I	健康保険の手続き	
1	健康保険制度への加入	P1
2	組合員証等の返却	P1
3	被扶養者の扶養替え	P1
4	資格喪失連絡票の申請	P3
5	給付金の受領	P3
6	国民年金の取扱い	P4
II	退職後に加入する健康保険制度	
1	健康保険早見表（フローチャート）	P6
2	退職後の健康保険制度	P6
3	健康保険制度の比較	P10
4	愛知支部の資格再取得の手続き	P12
5	空白期間の取扱い	P14
III	任意継続組合員制度	
1	制度概要	P15
2	加入手続き方法	P16
3	健康保険の適用が未確定の場合	P17
4	掛金の納入	P18
5	任意継続組合員証等の交付日程	P18
6	申出の取り下げ	P19
7	任意継続組合員になったら	P19
8	脱退・資格喪失の要件	P20
IV	健康保険制度 Q&A	P21
	【参考】健康保険早見表（フローチャート）	P25
	【様式】任意継続組合員申出書・被扶養者申告書	P26
	【記載例】任意継続組合員申出書・被扶養者申告書	P27

年金

I	年金の手続き	
1	退職時の手続き	P28
2	退職届書の手続き	P29
3	組合員転出・異動届書の手続き（一般組合員）	P32
	【様式】退職届書等請求書〔各支所管内（市町村立学校）・大学等用〕	P33
	【様式】退職届書等請求書〔県立学校・県教委事務局等用〕	P34
	【記載例】退職届書	P35

Ⅱ 公的年金の概要

1	公的年金の種類と体系	P36
2	基礎年金番号	P36
3	年金額の改定	P36
4	基礎年金（国民年金）	P38
5	厚生年金	P41
6	老齢厚生年金の基本的構図	P43
7	年金額の基本算式	P44
8	加給年金額	P46
9	障害厚生（共済）年金	P47
10	遺族厚生年金	P50
11	退職等年金給付（年金払い退職給付）	P52
12	老齢厚生年金及び老齢基礎年金の繰上げ請求	P54
13	老齢厚生年金の繰下げ請求	P56
14	年金の併給調整	P56
15	離婚時の年金分割制度	P57
16	厚生年金の被保険者である間の支給停止	P58
17	年金と税金	P59
18	年金の支給日と受給後の手続き	P60
【参考】	愛知県の再任用制度等の取扱い	P61
19	ワンストップサービス	P62
【参考】	年金関係問い合わせ先一覧	P64

その他

1	福祉保険制度	P65
2	アイリスプラン	P67
3	貸付金残額の償還について	P67
4	福祉貯金	P68
5	財産形成貯蓄	P69
6	特定健康診査・特定保健指導	P71
7	宿泊施設特別利用者証	P72
8	退職時の手続き一覧	P73
9	問い合わせ先	P75



I 健康保険の手続き

1 健康保険制度への加入

日本では、国民皆保険制度によりすべての人がその職種や勤務条件に応じた公的な健康保険制度に加入することとされています（公務員は共済組合、会社員は健康保険組合や協会けんぽ、それらに加入する条件を満たしていない勤務形態の者や自営業者等は国民健康保険に加入）。

愛知県内の公立学校等に勤務する教職員は、任用期間が短い場合や勤務時間数が少ない場合を除き、公立学校共済組合愛知支部に加入し組合員となりますが、退職や任期満了となった場合は組合員の資格を喪失するため、その翌日から何らかの健康保険制度に加入する必要があります。

加入できる健康保険制度は、退職・任期満了後に再就職（※）する場合は雇用主や雇用形態により決まります（協会けんぽ、共済組合等）。また、再就職しない場合は家族やご自身の収入状況等により変わります（国民健康保険に加入する、家族の被扶養者になる、公立学校共済組合愛知支部の任意継続組合員になる）。

詳細については、P6「Ⅱ 退職後に加入する健康保険制度」、P15「Ⅲ 任意継続組合員制度」を御参照ください。

※「再就職」とは、民間企業に雇用される場合のほか、公務員として任用される場合も含まれます。

2 組合員証等の返却

現在使用している組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証、高齢受給者証等は退職・任期満了の日の翌日以降使用できませんので、退職・任期満了時に現所属所に速やかに返却してください。

（ただし、退職・任期満了後、別に任用されることにより組合員の資格が継続し、かつ組合員証番号が変わらない場合を除く）

3 被扶養者の扶養替え

退職する組合員の被扶養者を配偶者へ扶養替えする場合、配偶者が公立学校共済組合愛知支部の組合員であるか（両組合員）、他の健康保険制度の被保険者（民間企業等勤務）であるかにより、手続きが変わります。両組合員の場合は次頁（1）を、その他の場合は、次頁（2）をご覧ください。

（1）の方法による扶養替えは認定区分の変更がない場合のみ可能で、認定区分の変更が伴う扶養替え（普通（1号）認定→学生（2号）・特別（3号）等）はできませんので、退職・任期満了日の翌日以降に新たに扶養する組合員から被扶養者申告書にて新規認定の手続きを行ってください。

(1) 配偶者が愛知支部の組合員である場合（両組合員）

表のとおり、新たに扶養する配偶者側で認定の手続きを行った後、現在扶養をしている組合員側で取消の手続きを行ってください。

ア 手続きの流れ及び必要書類

手続きの順番	手続きを行う者	提出書類
1	配偶者 (新たに扶養することとなる者)	•「被扶養者申告書」(認定)(必須) •現在使用中の被扶養者証の写し(※) ※ 普通(1号)認定の場合は不要
2	組合員 (現に扶養している者)	•「被扶養者申告書」(取消)(必須) •扶養替え後に新たに交付された被扶養者証の写し(必須)

イ 認定の手続き時期

• 普通(1号)認定されている場合

扶養手当の切り替えと同時に行ってください。

※ 扶養手当の切り替え時期は、県については例年1月上旬頃です。詳細については所属所に確認をお願い致します。

• 学生(2号)認定・特別(3号)認定されている場合

退職又は任期満了の日までに行ってください。

認定日は所属所受付日となります。

※ 退職又は任期満了の日後に手続きした場合は、新規認定となるため別途書類が必要になります。

(2) 配偶者が愛知支部の組合員以外(民間等)である場合

配偶者の加入する共済組合・健康保険組合等に認定要件や手続き方法をご確認ください。認定の手続きに当たり公立学校共済組合の資格を喪失したことを証明する「資格喪失連絡票」の提出を求められることがありますので、必要な場合は共済組合愛知支部での認定取消申告と同時に「資格喪失連絡票交付申請書」を提出してください(P3「4 資格喪失連絡票の申請」参照)。

4

資格喪失連絡票の申請

退職・任期満了後に組合員が国民健康保険に加入する場合や、被扶養者の扶養替えをする場合などの手続きにおいて、公立学校共済組合の資格を喪失した日の確認のため「資格喪失連絡票」が必要とされる場合があります。

必要となる場合は、愛知支部ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入（入力）後の「資格喪失連絡票交付申請書」及び「資格喪失連絡票」を退職時の所属所へ提出してください。退職後は愛知支部 資格・給付グループへ送付してください。

また、所属所から提出される「異動報告書」で退職の事実を確認してから資格喪失連絡票を発行するため、退職日（3月31日）より前に資格喪失連絡票の発行はできませんので併せてご承知おきください。

資格喪失連絡票の申請にあたっては、84 円切手を添付し、送付先を明記した返信用の封筒を必ず同封してください。返信用の封筒の添付がない場合は、退職時の所属所へ郵送しますので、ご承知おきください。

（「資格喪失連絡票」関係様式入手方法）

愛知支部ホームページより様式エクセルファイルをダウンロードしてください。

「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧（資格・認定関係）⇒「資格喪失連絡票」

5

給付金の受領

在職中の令和6年1月から3月までに受診した医療費について、愛知支部及び愛知県教育職員互助会の給付金が発生する場合、原則として令和6年7月に給付します。

当該給付の「給付金等決定通知書」は、退職時の所属へ送付（総務事務システム対象所属はデータ掲載）しますので、事務担当者へ出力を依頼してください。

また、医療費以外でも退職の前月までに請求を行ったものが退職後に給付される場合もありますので、退職後もしばらくは給付金等振込口座として申し出した口座は解約しないようにお願いします。

6

国民年金の取扱い

退職・任期満了後の国民年金の手続きは（１）、（２）のとおりとなります。

特に、組合員の被扶養者となっていた 20 歳以上 60 歳未満の配偶者については、組合員が再就職して厚生年金の被保険者となる場合と、再就職しない場合（又は、再就職するが厚生年金の被保険者とならない場合）で手続き方法が異なりますのでご注意ください。

なお、退職・任期満了後の健康保険制度として、公立学校共済組合愛知支部の任意継続組合員に加入される方は、（２）に該当します。**任意継続組合員制度は健康保険のみを継続する制度であり、厚生年金の被保険者資格は継続されません。また、任意継続組合員の被扶養配偶者においても、国民年金第 3 号被保険者にはなりません。**したがって、任意継続組合員と被扶養配偶者が 20 歳以上 60 歳未満である場合、組合員の退職・任期満了の日の翌日から国民年金上の取扱いが第 3 号から第 1 号になるため、居住地の市区町村役場にてご自身で加入及び国民年金保険料の納付手続きが必要です。

必要書類や手続きの詳細については、居住地の市区町村役場へご確認ください。

（参考：国民年金の被保険者の区分）

- 第 1 号被保険者：20 歳以上 60 歳未満の自営業・学生など（第 2 号、第 3 号被保険者でないこと）
- 第 2 号被保険者：厚生年金保険の被保険者である者（原則 65 歳未満の者）
※ 公立学校共済組合員は厚生年金保険の被保険者です。
- 第 3 号被保険者：第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の者

（１） 組合員であった者が再就職し、厚生年金保険の被保険者となる場合

対象者 (注:年齢は再就職時点)	国民年金上の扱い	手続き
組合員であった者 (65 歳未満) ※ 1	第 2 号被保険者となります。	再就職先で手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要はありません。
被扶養配偶者 (60 歳未満) ※ 2	第 3 号被保険者となります。	再就職先で国民年金第 3 号被保険者の届出の 手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要はありません。

※ 1 組合員であった者が再就職した時点で 65 歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者とならず、また、その被扶養配偶者は 60 歳未満であっても第 3 号被保険者ではなく第 1 号被保険者となり、手続き先も居住の市区町村役場となります。

※ 2 被扶養配偶者が 60 歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者となりません。

(2) 組合員であった者が再就職しない、又は再就職するが厚生年金保険の被保険者とならない場合

対象者 (注:年齢は退職等の翌日時点)		国民年金上の扱い	手続き
組合員であった者	60歳以上	第2号被保険者でなくなります。 (国民年金の被保険者でなくなります。)	/
	60歳未満	第1号被保険者となります。	
配偶者 (60歳未満) ※		第1号被保険者となります。	居住地の市区町村役場で、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きを行ってください。 保険料は、自分で納める必要があります。

※ 配偶者が60歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者となりません。

Ⅱ 退職後に加入する健康保険制度

1 健康保険早見表（フローチャート）

退職・任期満了日後は、状況に応じ、いずれかの健康保険制度に加入する必要があります。

どの健康保険制度に加入するかは、再就職の有無によって、また再就職する場合は再就職先や雇用形態によって変わります（協会けんぽ、共済組合、健康保険組合等）。P25の「健康保険早見表（フローチャート）」でどの健康保険制度に加入するかを把握し、その後次項以降の詳細説明にて各健康保険制度の内容や手続き等についてご確認ください。

なお、フローチャートに記載のとおり、再就職先において、健康保険の適用があり、その加入の条件を満たす場合はその制度に加入する必要がありますのでご注意ください（自分の意思で任意継続組合員や家族の被扶養者になることはできません。）。

2 退職後の健康保険制度

退職・任期満了後に加入する健康保険は（1）から（6）のとおりです。

退職後に再就職をし、公立学校共済組合愛知支部の資格を再取得される場合（（1）（2）の場合）の提出書類等については、「P12 4 愛知支部の資格再取得の手続き」により詳細な内容を掲載していますので、併せてご確認ください。

また、再就職をしない場合や再就職するが被用者保険制度に加入できない場合（（4）（5）（6）の場合）の選択肢の比較については、「P10 3 健康保険制度の比較」を、その中で任意継続組合員に加入される場合は「P15 Ⅲ 任意継続組合員制度」を併せてご確認ください。

**（1）常勤職員として採用され、2月超の任用が見込まれる（臨時的任用職員を除く）
任用形態：正規職員、再任用職員（フルタイム）、任期付任用職員（フルタイム）等**

ア 前任用と職員番号も任用形態も変わらないため、組合員証番号の変更が無い場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合愛知支部
組合員証等の取扱い	前任用時の組合員証等をそのまま継続してお使いいただけます。
被扶養者の取扱い	被扶養者については原則、認定が継続します（被扶養者証もそのまま使用できます）。
前任用と新任用の間の空白期間も資格が継続する場合	任用期間継続申立書の提出が必要です（空白期間が無く、任用が引き続く方は不要です。）※P14 参照

イ 前任用と職員番号や任用形態が変わることにより、組合員証番号が変更となる場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合愛知支部
組合員証等の取扱い	組合員資格の再取得手続きが必要です。 前任用時の組合員証等は前任用時の所属所へ返却してください。
被扶養者の取扱い	扶養認定されている被扶養者は原則扶養の認定が引き続きますが、 「被扶養者申告書」(扶養認定書類)の提出が必要です。
前任用と新任用の間の空白期間も資格が継続する場合	組合員異動報告書及び任用期間継続申立書の提出が必要です(空白期間が無く、任用が引き続く方は不要です。) ※P14 参照

(2) 非常勤職員又は臨時的任用職員として採用され、短期組合員の加入条件を満たす任用形態：臨時的任用職員、再任用職員(短時間)、任期付任用職員(短時間)、会計年度任用職員

<p>短期組合員の加入要件：2月超の任用が見込まれる者で、次の①又は②のいずれかを満たす者</p> <p>① 1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3以上である者</p> <p>② 1週間の所定勤務時間又は1月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3未満である者は以下のすべてを満たすこと</p> <p>(ア) 週勤務時間が20時間以上ある</p> <p>(イ) 報酬の月額が88,000円以上ある</p>

ア 前任用と職員番号も任用形態も変わらないため、組合員証番号の変更が無い場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合愛知支部
組合員証等の取扱い	前任用時の組合員証等をそのまま継続してお使いいただけます。
被扶養者の取扱い	被扶養者については原則、認定が継続します(被扶養者証もそのまま使用できます)。
前任用と新任用の間の空白期間も資格が継続する場合	任用期間継続申立書の提出が必要です(空白期間が無く、任用が引き続く方は不要です。) ※P14 参照

イ 前任用と職員番号や任用形態が変わることにより、組合員証番号が変更となる場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合愛知支部
組合員証等の取扱い	組合員資格の再取得手続きが必要 です。前任用時の組合員証等は前任用時の所属所へ返却してください。
被扶養者の取扱い	扶養認定されている被扶養者は原則扶養の認定が引き続きますが、 「被扶養者申告書」(扶養認定書類)の提出が必要 です。
前任用と新任用の間の空白期間も資格が継続する場合	組合員異動報告書及び任用期間継続申立書の提出が必要です(任用期間継続申立書は空白期間が無く、任用が引き続く方は不要です。) ※P14参照

(3) 健康保険制度の適用のある地方公共団体や民間企業等に再就職する

健康保険制度の加入先	再就職先の健康保険 健康保険制度の適用の有無については、再就職先へご確認ください。適用がある場合は、共済組合の任意継続組合員制度より優先して加入するため、任意継続組合員制度への加入はできません。
組合員証等の取扱い	組合員証等は退職時の所属所へ返却してください。
被扶養者の取扱い	扶養の要件が引き続く場合は再就職先で手続きをしてください。

(4) 非常勤職員として採用されるが、短期組合員の加入条件を満たさない

**(5) 健康保険制度の適用のない、地方公共団体や民間企業等に再就職する
(適用はあるが、雇用条件によって加入要件を満たさない場合を含む)**

(6) 再就職をしない

これらに該当する方は、次の①～③よりご自身の意思で選択してください。

ただし、①③は加入要件があります。各制度の比較については、P10「3 健康保険制度の比較」を参照してください。

①公立学校共済組合愛知支部の任意継続組合員制度に加入(詳細はP15を御参照ください。)

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合愛知支部(健康保険のみの継続)
組合員証等の取扱い	組合員証等は退職時の所属所へ返却してください。
被扶養者の取扱い	扶養認定されている被扶養者は原則、扶養の認定が引き続きます。「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」にて継続認定・取消の申告をしてください。

②国民健康保険に加入（詳細はお住まいの市区町村役場にご確認ください。）

健康保険制度の加入先	お住まいの市区町村の国民健康保険
組合員証等の取扱い	組合員証等は退職時の所属所へ返却してください。
被扶養者の取扱い	扶養制度は無いため、各個人が被保険者として加入します。
手続き	お住まいの市区町村役場の国民健康保険の窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。加入の際に、「資格喪失連絡票」が必要な場合がありますので、発行希望者は返信用の封筒とともに「資格喪失連絡票発行申請書」を所属所へ提出ください（P3を参照）。

③家族が加入する健康保険制度に被扶養者として加入

健康保険制度の加入先	家族が加入する健康保険制度
組合員証等の取扱い	組合員証等は退職時の所属所へ返却してください
被扶養者の取扱い	家族の勤務先にご確認ください。

※ 組合員証等とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」を指します。

※ 資格喪失連絡票については、退職の事実を確認するための「組合員異動報告書」（所属所作成）と一緒に提出してください。また、切手を貼った返信用の封筒の添付がない場合、退職時の所属所に郵送しますので、ご承知おきください。なお、未来日での発行はできませんので、3/31退職の場合、4/1以降から順次証明・発送を行います。

3

健康保険制度の比較

毎年、任意継続組合員制度や国民健康保険、家族の健康保険制度の被扶養者の比較について、多くのお問合せがあります。各項目について、情報の比較を行いましたので、表を参考にしてください。
なお、詳細については各関係機関へお問い合わせください。

	任意継続組合員になる	国民健康保険に加入する	家族の健康保険制度の被扶養者になる
加入要件	退職・任期満了までの引き続く組合員期間が1年と1日以上あること	特になし	家族の加入する健康保険制度により異なるため、家族の勤務先で確認してください。
附加給付	現職時と同様	なし	
加入手続き	P15「Ⅲ 任意継続組合員制度」を参照	居住地の市区町村役場で退職等の後14日以内に手続きをしてください。	
保険料(掛金)	退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額により異なります。 (参考:令和5年度の最高納入限度額 短期458,544円、介護78,720円)	居住地の市区町村により異なります(当該世帯の前年度総所得額等を算定の基礎とします)。	不要
被扶養者認定	要件を満たす者があれば可能(掛金不要) ※P11「【参考2】愛知支部の被扶養者認定要件等」を参照	制度なし	/
問い合わせ先	公立学校共済組合愛知支部 資格・給付グループ 052-954-6775(ダイヤル)	お住まいの市区町村役場の国民健康保険の窓口	家族が加入している健康保険組合

※任意継続組合員の掛金額は個人情報に該当するため、お電話での問い合わせには回答致しかねます。HP上に試算票を公開していますので、ご自身でご確認ください。(P15参照)

【参考1】医療給付の比較

総医療費のうち 7 割分は健康保険制度で負担するため、残りの 3 割分を受診者が病院窓口を支払うこととなります。

この窓口負担額が高額となる場合、全健康保険制度共通で「高額療養費」が給付されますが、これに加えて別に給付がされる場合があります（健康保険制度により異なる）。

<事例：入院し、1 か月の総医療費が 60 万円であった場合>（令和 5 年 10 月現在）

総医療費：600,000 円				
保険者（健康保険制度）負担 420,000 円（7 割）		組合員（窓口）負担 180,000 円（3 割）		
	高額療養費	附加給付	互助会給付	最終的な自己負担額
任意継続組合員	96,570 円	58,400 円	なし	25,030 円
国民健康保険		なし	なし	83,430 円
（参考）現職者		58,400 円	21,030 円	4,000 円

※ 上記の金額はあくまで例であり、所得等により給付額が変動することがあります。

【参考2】愛知支部の被扶養者認定要件等

ア 認定要件

被扶養者とは、組合員の三親等内の親族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外は同居して生計を共にしているときに限る。）で組合員の収入により生計を維持しており、日本国内に住所を有する者をいいます。

組合員の収入により生計を維持していることの判断の基準の一つとして、被扶養者となる者の所得が以下の所得要件を満たすことが挙げられます。

（所得要件）

- 年間所得 130 万円未満（月額 108,334 円未満）
- 障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有するとき又は満 60 歳以上の者は、年額 180 万円未満

※「所得」とは、所得税法上の課税所得をさすものではなく、年間における恒常的収入の総額を言います。

イ 注意事項等

- 被扶養者としての認定要件を満たし、認定の申告を行う場合は要件を満たした日から 30 日以内に手続きしてください。30 日以内の手続きであれば当該要件を満たした日が認定日となりますが、30 日経過後は被扶養者申告書の所属所受付日が認定日となります。
- 夫婦がともに組合員であり、同時に退職するような場合、要件を満たせば一方が任意継続組合員となり、他方がその被扶養者となることも可能です。

4

愛知支部の資格再取得の手続き

愛知県内の公立学校及び県教委事務局で教職員等として任用される場合、任用形態により加入する健康保険制度が異なります。公立学校共済組合愛知支部の組合員資格を再取得する場合の手続きはP13のとおりです。

ア 任用形態別加入健康保険

職種（注）			加入する健康保険
正規職員			共済組合愛知支部（一般組合員） → イの手続き
再任用職員	フルタイム	任用期間 2月超	共済組合愛知支部（一般組合員） → イの手続き
		任用期間 2月以内	任意継続組合員又は国民健康保険、家族の被扶養者
任期付任用職員	フルタイム	任用期間 2月超	共済組合愛知支部（一般組合員） → イの手続き
		任用期間 2月以内	任意継続組合員又は国民健康保険、家族の被扶養者
臨時的任用職員	フルタイム	任用期間 2月超	共済組合愛知支部（短期組合員） → イの手続き
		任用期間 2月以内	任意継続組合員又は国民健康保険、家族の被扶養者
非常勤職員	任用期間2月超で 週労働時間及び月労働 時間が常勤職員の 3/4 以上		共済組合愛知支部（短期組合員） → イの手続き
	週労働時間又は月労働 時間が常勤職員の 3/4 未満で以下①～③のす べてを満たすこと ①任用期間2月超 ②週勤務 20 時間以上 ③報酬の月額 88,000 円以上		共済組合愛知支部（短期組合員） → イの手続き
	上記のいずれにも 該当しない		任意継続組合員又は国民健康保険、家族の被扶養者

（注） 職種の名称は、任命権者により異なることがあります。

※ 「任用期間2月超」とは、2月以内の任用であったとしても、その後引き続き任用される見込みがある場合や引き続き任用されるに至った場合を含みます。

イ 公立学校共済組合愛知支部の組合員の資格を再取得する場合

新たに組合員証を交付しますので、以下の手続きを新所属所で速やかに行ってください。

対象者	提出書類	添付書類
全員	組合員資格取得届書 ※1	—
	給付金等口座振込申出書 ※2	—
	互助会加入申込書 ※3	—
該当者が いる場合 のみ	被扶養者申告書 ※1 ※4	○組合員マスター内容カード（写） ・継続認定しない者は二重線で抹消し理由を記入してください。（例）「就職のため」 ・4/1以降に新規認定又は認定区分変更をする場合は、特別認定の添付書類が必要です。
	国民年金第3号被保険者関係届 （組合員が65歳未満で60歳未満の被扶養配偶者を有する場合のみ）	○年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し ○被扶養者申告書の写し

※1 組合員証・被扶養者証の交付に3週間程度要します。書類の提出状況等により、組合員証の発行時期と被扶養者証の発行時期が異なる場合があります。

病院を受診する予定がある場合、組合員証・被扶養者証が交付されるまでの間資格を証明するものとして「公立学校共済組合員・被扶養者資格証明書」（以下「資格証明書」という。）を交付しますので、被扶養者申告書と同時に申請してください。

（「資格証明書」関係様式入手方法）

- ① 愛知支部ホームページより様式エクセルファイルをダウンロードしてください。
「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧（資格・認定関係）⇒「資格証明書発行申請書」
- ② 「資格証明書発行申請書」シートに必要事項を入力し、「資格証明書」シートとともに印刷⇒「資格取得届書」、「被扶養者申告書」に添付して提出

※2 総務事務システム対象職員については、システム上（職員基本情報 - 口座情報）で入力してください（申出書の提出不要）。

※3 名古屋市を除く市費教職員、名古屋市立大学の教職員は互助会非加入のため提出不要です。

※4 夫婦で被扶養者を共同扶養している場合、原則年間収入額の多い方の被扶養者となります。組合員が再任用フルタイム職員等に任用替えになる場合、比較対象となる年間収入額は再任用フルタイム職員等として支払われる年間収入見込額となるため、退職後に配偶者（公立学校共済組合愛知支部組合員を除く）の年間収入額の方が多くなる場合は、配偶者へ扶養替えを行ってください。（P1「3 被扶養者の扶養替え」参照）

5

空白期間の取扱い

通常、旧任用と新任用の間に任用されていない期間（いわゆる「空白期間」）がある場合はいったん組合員の資格を喪失し、再度取得することとなりますが、継続要件を満たす場合、空白期間中も共済組合の組合員の資格を継続する扱いとすることができます（空白期間の組合員期間は旧任用の組合員期間に属するものとする）。

（継続要件）

- ① 空白期間が原則14日以内であること。
- ② 旧任用と新任用の所属所が厚生年金保険法上の同一の適用事業所であること。
- ③ 任命権者が証明した「任用期間継続申立書」の提出が行われること。

（「任用期間継続申立書」入手方法）

愛知支部ホームページより様式エクセルファイルをダウンロードしてください。

[「諸届用紙ダウンロード」](#)⇒[諸届用紙ダウンロード一覧（資格・給付関係）](#)⇒[「任用期間継続申立書」](#)

なお、本取扱いにより空白期間中も資格が継続する場合、旧任用と新任用で組合員証番号が変わる場合と変わらない場合※1がありますが、それぞれの手続きの違い※2は以下のとおりです。

- 組合員証番号が変わらない場合
⇒組合員証が変わらないため、資格取得手続きは不要（組合員証の返却不要）
- 組合員証番号が変わる場合
⇒組合員証が変更となるため、新任用の日に資格を喪失し、同日に再度資格を取得する扱いとなる（P12「イ 公立学校共済組合愛知支部の組合員の資格を再取得する場合」の手続きが必要）。

※1 職員番号が変わらなくても、任用形態が変わることにより組合員証番号が変わる場合があります。

※2 P6～P9「② 退職後の健康保険制度」も参考にしてください。

Ⅲ 任意継続組合員制度

1 制度概要

退職及び任期満了後の健康保険制度のひとつとして、公立学校共済組合愛知支部の任意継続組合員制度があります。加入要件を満たす場合、最長2年間加入することが可能です。

【制度】

加入資格	退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者（引続き他の公務員期間も含みます。）で、期日までに「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」（以下「申出書」という。）の提出と掛金の納入をした方 ※ P16【参考】「任意継続組合員制度への加入可否の主な事例」参照
加入手続き	退職日から起算して20日以内に申出書の提出と掛金の振込みが必要です。 ※ 令和5年度末退職者等は令和6年4月19日が最終期限です。なお、加入手続きの流れについての詳細はP16「2 加入手続き方法」を参照してください。
加入期間	退職日の翌日から最長2年間（退職後の日を空けての加入、脱退後の再加入不可。1年毎更新。）
掛金	退職時の標準報酬月額（短期）又は平均標準報酬月額（参考：令和5年度 410,000円）を算定の基礎とします。 ・短期任意継続掛金（全員） ・介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の者） 掛金額は、愛知支部HP「任意継続掛金試算票」により試算できます。 「諸届用紙ダウンロード」⇒「諸届用紙ダウンロード一覧（任意継続組合員関係）」⇒「任意継続掛金試算票」 ※掛金額は個人情報に該当するため、お電話での回答は致しかねます。ご自身でHPの試算票にて計算してください。 （参考：令和5年度の最高納入限度年額 短期任意継続掛金 458,544円、介護任意継続掛金 78,720円）
被扶養者	被扶養者認定あり（被扶養者の掛金不要）
附加給付	1か月1診療機関での窓口負担額が25,000円を超える場合、一部払戻しがあります。
愛知県教育職員互助会	非加入

【参考】任意継続組合員制度への加入可否の主な事例

(加入できる例)

S58.4.1	R4.4.1 R4.3.31退職	R5.4.1 R5.3.31満了	R6.4.1 R6.3.31満了	
組合員（1年1日以上） （正規）	組合員（1年） （再任用フルタイム等）	組合員（1年） （任期付任用職員等）	○ 任意継続組合員 加入できる	

(加入できない例)

S58.4.1	R4.4.1 R4.3.31退職	R5.4.1 R5.3.31脱退	R6.4.1 R6.3.31満了	
組合員（1年1日以上） （正規）	任意継続組合員（1年）	組合員（1年） （臨時的任用職員等）	✖ 任意継続組合員 加入できない	

※退職日の前日まで（令和5年4月1日～令和6年3月30日）組合員期間が1年以上ないため加入資格なし
（任意継続組合員期間は組合員資格期間に含まれません。）

2 加入手続き方法

任意継続組合員証等を令和6年4月1日頃に交付するため、各手続きには早めの期間・期限を設けています。できるだけ早期に手続きを行うようにしてください。

①申出書の提出	②任意継続掛金 振込依頼書の配付	③掛金の納入	④任意継続組合員証等 の交付
組合員→各提出先	愛知支部→組合員	組合員→愛知支部	愛知支部→組合員
（早期提出期間） 令和6年2月1日～ 令和6年2月16日	令和6年3月中旬	（早期納入期限） 令和6年3月18日 まで	令和6年4月1日頃
令和6年2月17日 ～ 4月19日 （最終期限）	令和6年3月中旬 以降順次	令和6年3月19日 ～4月5日	令和6年4月19日頃
令和6年4月6日 ～ 4月19日 （最終期限）		令和6年4月6日 ～ 4月19日 （最終期限）	令和6年5月1日頃
※ 令和6年4月20日以降は加入不可		※ 令和6年4月20日以降は加入不可	

※ 提出期日は愛知支部の受付日になりますので、各提出先からの通知等を確認してください。

※ 申出書を提出後、掛金の振込依頼書が届かない場合は必ず愛知支部へ連絡してください。

(1) 申出書の入手方法・記入方法

愛知支部ホームページからダウンロード（※）又は本 PDF の様式（P26）を印刷し、記載例（P27）を参考のうえ記入してください。

※「諸届用紙ダウンロード」⇒諸届用紙ダウンロード一覧（任意継続組合員関係）⇒「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」

(2) 添付書類

組合員マスター内容カードの写し（組合員マスター内容カードに反映されていない被扶養者については、被扶養者申告書の写し）

(3) 提出先

- ① 小中学校等、各支所（教育事務所及び名古屋市教育委員会学校事務センター）が管轄する所属所…所属所を経由して各支所へ提出
- ② 県立学校等、総務事務システム対象の所属所…総務事務管理センターへ提出

3

健康保険の適用が未確定の場合

再就職予定の事業所において、健康保険制度の適用があるか未確定の場合は、公立学校共済組合愛知支部の任意継続組合員制度の申し込みを行うことを推奨します。

その場合、早期提出期間までに、「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」の提出を行い、掛金の納入は健康保険の適用を受けないことが確定する（任意継続組合員への加入が確定する）まで保留してください。

なお、掛金を4月に納入する場合は、掛金額が変わりますので、愛知支部へ連絡を行い、新しい振込依頼書を入手してください。（掛金の最終納入期限は令和6年4月19日です）

また、任意継続組合員制度の申し込み後、臨時的任用職員等で、退職せずに引き続き任用されることとなった方は愛知支部までご連絡ください。（連絡がない場合、退職したものとして取扱います。）

4

掛金の納入

(1) 掛金納入方法

配付された「振込依頼書」を用いて、三菱UFJ銀行窓口からお振込みください。（他行からの振込の場合、別途手数料（自己負担）がかかります。）

その際、「振込金（兼手数料）受取書」（以下「受取書」という。）が返却されます。受取書は確定申告の社会保険料控除を行う際に必要となりますので、大切に保管してください。

ATM・インターネットバンキングでの振込は金額等の誤りが多く、また受取書の証明もされないため、できるだけ「振込依頼書」を用いて金融機関窓口からお振込みください。

(2) 掛金額

任意継続組合員の掛金は令和7年3月分までの1年間の掛金となり、振込依頼書に記載の金額は令和6年度分の掛金です。振込依頼書は短期掛金・介護掛金と掛金種別ごとに分けて表記していますので、2種類の金額の記載がある振込依頼書を配付された組合員は両方とも払い込みが必要です。

また、年度分の掛金を一括払いすることにより、前納割引率が適用され掛金額が割引されます。

ただし、掛金の納入が4月以降となる場合は、適用される前納割引率が異なるため掛金額が変わり、3月に配付した「振込依頼書」は使用できないため、愛知支部へ連絡してください。

毎月払いの場合は、割引率が適用されず、一括払いと比べ割高となり（最大で1万円程度金額の差がでます）、また、期日までに納入が確認できない場合は、強制的に資格喪失となってしまうので、やむを得ない事情がない限り掛金は一括納入をお勧めします。

なお、毎月払いの場合は、当初2、3か月分の掛金を手払いで納入いただき、それ以降は銀行口座より口座振替の登録を行います。（引落可能金融機関は三菱UFJ銀行のみです。）

5

任意継続組合員証等の交付日程

掛金納入時期に応じて下記の日程により、申出書記載の住所に簡易書留にて送付します。

- ・令和6年3月18日（早期納入期限）までに納入・・・令和6年4月1日頃交付
- ・令和6年3月19日から4月5日に納入・・・令和6年4月19日頃交付
- ・令和6年4月6日から4月19日に納入・・・令和6年5月1日頃交付

6

申出の取り下げ

(1) 申出書を提出済み・掛金は未納入である場合

連絡は不要です。

※ただし、臨時的任用職員等で、退職せずに引き続き任用されることとなった方は、愛知支部までご連絡ください。連絡がない場合、退職したものととして取扱います。

(2) 申出書を提出済み・掛金は納入済みである場合

ア 3月中に取下げの連絡を行う場合

申出書の提出先へ連絡し、併せて「誤納金還付請求書」を愛知支部ホームページからダウンロードして必要事項を記入し愛知支部に提出してください。

イ 4月以降に脱退手続きを行う場合

愛知支部へ連絡してください。

7

任意継続組合員になったら

(1) 医療機関等への連絡

受診時に組合員証の種類・番号が変更になったことを申し出て、任意継続組合員証を提示してください。

(2) 組合員情報の変更・被扶養者情報の変更・給付金請求を行う場合

加入期間中に、以下の項目に該当した場合は資格・給付グループまでご連絡ください。

ア 新たに被扶養者の認定を申請する、被扶養者の取消を申請するとき

イ 住所、電話番号、給付金口座を変更するとき

ウ 給付金を請求するとき

(3) 社会保険料控除について

短期任意継続掛金及び介護任意継続掛金は社会保険料控除の対象となります。

確定申告を行う際は、掛金の納入時に金融機関から返却された受取書を使用してください。

万が一、受取書を紛失された場合は、払込証明書を発行いたしますので、資格・給付グループまでご連絡ください。

(4) 2年目の継続加入の手続き方法

任意継続組合員として加入されている1年目の方を対象に、令和7年2月頃に2年目も引き続き加入をするか、脱退をするかの関係書類を自宅へ送付します。案内書類に沿って、お手続きください。

8

脱退・資格喪失の要件

次のいずれかに該当したときは任意継続組合員の資格を喪失します。

(1) 愛知支部への連絡が必要となる場合

- ア 再就職し、再就職先の健康保険制度へ加入するとき
- イ 公立学校共済組合愛知支部の組合員になるとき
- ウ 死亡したとき
- エ 国民健康保険に加入するとき
- オ 家族の被扶養者になるとき
- ※ 資格喪失時に一括前納した未経過の掛金がある場合は還付します。

(2) 愛知支部への連絡が不要である場合

- ア 加入から2年経過したとき → 任意継続組合員の加入期間満了の関連書類を令和8年3月頃に送付します。案内に沿って、お手続きください。
- イ 掛金を期日までに払い込まなかったとき（強制的に資格喪失となります）

IV

健康保険制度 Q&A

1 健康保険制度について

質問1	退職後、再就職予定です。健康保険制度はどうなりますか。
回答1	再就職される場合は原則再就職先の健康保険制度に加入しますので、再就職先に健康保険制度の適用の可否について確認してください。 再就職先で健康保険制度に加入できない場合は、 ①国民健康保険 ②家族の被扶養者 ③愛知支部の任意継続組合員 の選択肢から御自身と御家族の状況からご自身で選択してください。
質問2	再就職先に健康保険制度があるか3月下旬まで分からない場合どのようにすればいいですか。
回答2	任意継続組合員への加入手続きを進め、いざという時に加入できるようにすることを推奨します。 そのために「任意継続組合員申出書」を早期提出期間に提出していただき、掛金の納入は任意継続組合員への加入が確定するまで保留してください。 なお、掛金を4月に納入する場合、前納割引率が変わるとなり掛金額が変わるため、3月配付の「任意継続掛金振込依頼書」はお使いいただけませんので、愛知支部資格・給付グループまで連絡してください。
質問3	再任用短時間として再就職予定で、任意継続組合員に加入しようと考えています。現在、扶養をしている子供は配偶者（来年度も引き続き正規職員）へ扶養替えしたほうがいいですか。
回答3	扶養替えを推奨します。 任意継続組合員は愛知県教職員互助会へは非加入のため、互助会からの給付金（医療費の払い戻し）がありません。 来年も引き続き現職組合員である配偶者には、互助会の給付金がありますので、有利です。 なお、被扶養者をどちらに扶養認定しても、掛金額は変わりません。 ※名古屋市を除く市費教職員、名古屋市立大学の教職員は互助会非加入です。
質問4	国民健康保険に加入した場合、配偶者や子供は被扶養者として認定できますか。
回答4	国民健康保険には社会保険上の「扶養」という制度がないため、被扶養者になることはできません。 全員が国民健康保険被保険者として加入します。

質問5	退職後引き続き公立学校等での勤務を希望していますが、任意継続組合員に加入できますか。
回答5	公立学校や県教委事務局等で勤務する場合、任用の形態によっては共済組合に加入（一般組合員又は短期組合員）しますので、その場合は任意継続組合員に加入することはできません。 再任用形態別の加入健康保険制度についてはP12を確認してください。

質問6	共済組合資格喪失連絡票が早めに欲しいのですが、発行してもらえますか。
回答6	資格喪失連絡票は退職の事実（資格喪失の事実）を確認してから発行しますので、退職日より前に発行することはできません。

2 任意継続組合員制度について

質問1	任意継続組合員への加入を検討していますが、掛金額を教えてください。
回答1	掛金額は個人情報に該当するため、お答えすることはできません。 愛知支部 HP に「任意継続掛金試算票」がございますので、ご自身で計算をしてください。 (参考) 令和5年度の最高納入金額 短期任意継続掛金：458,544 円 介護任意継続掛金：78,720 円 合計金額：537,264 円

質問2	任意継続組合員の掛金払込依頼書が2枚届きました。どうしてでしょうか。
回答2	任意継続組合員の掛金には2種類あります。 ①短期任意継続掛金…全員対象 ②介護任意継続掛金…40歳以上65歳未満の組合員が対象 掛金の種類が違う・掛金の振込口座が違う都合上、掛金払込依頼書を分けてお渡ししています。 2種類の掛金払込依頼書が届いた方は必ず両方とも払込してください。 なお、払込方法として、金融機関窓口での払込のほか、インターネットバンキングでの払込も可能ですが、振込先や金額等を間違えないようお気を付けください。

質問3	任意継続組合員の掛金額は何をもとに計算されますか。
回答3	退職・任期満了時の標準報酬月額（短期）と全国の組合員の平均標準報酬月額（短期）のいずれか低い方をもとに、掛金率を乗じて計算されます。 平均標準報酬月額（短期）と掛金率は年度毎に変更されることがあります。

質問4	任意継続組合員の掛金額が現職時の掛金額より高いのはなぜですか。
回答4	現職中は掛金を事業主と労働者で折半していますが、退職後に加入する任意継続組合員は全額ご自身で負担する必要があるためです。

質問 5	任意継続組合員の掛金納入方法について、毎月払いにした場合のデメリットはありますか。
回答 5	デメリットは2点あります。 ①掛金の前納割引が適用されない ②期日（前月末）までに掛金の納入が確認できない場合強制脱退となる 以上のことから、やむを得ない事情がない限り一括納入を推奨します。
質問 6	任意継続組合員加入後も現職時に引き続き家族を被扶養者として認定できますか。また、認定要件は変わりますか。
回答 6	任意継続組合員加入後も家族を被扶養者として認定することが可能です。認定要件は現職時と同様です。ただし、子を認定しようとする場合で配偶者の方が働いている場合は、夫婦共同扶養の収入条件を満たしている必要があります。
質問 7	任意継続組合員2年目の手続きはどのように進めればいいですか。
回答 7	任意継続組合員に加入された年度の2月中旬に、2年目継続か脱退されるかの案内をご自宅に郵送します。案内に従って手続きをお願いします。
質問 8	任意継続組合員加入中に家族の被扶養者になる場合、どのような手続きが必要ですか。
回答 8	愛知支部資格・給付グループまで連絡をしていただきますと任意継続組合員脱退についての関係書類を郵送します。 前納していただいた未経過期間の掛金については、関係書類を受付した翌月分から還付します。
質問 9	退職する3月に新たに被扶養者を追加しました。この被扶養者について、任意継続組合員になっても引き続き扶養することができますか。
回答 9	「任意継続組合員申出書・被扶養者申告書」に当該被扶養者情報の追記がされている場合は引き続き認定することが可能です。 既に申出書を提出済みで、その申出書に当該被扶養者情報の追記が間に合わなかった場合は資格・給付グループまで連絡をしてください。
質問 10	任意継続組合員になっても互助会の給付金を受けることはできますか。
回答 10	任意継続組合員は互助会非加入のため対象外です。 共済組合の附加給付は対象です。
質問 11	任意継続組合員の掛金を振り込んだ際の受取書（納入時に金融機関から返却されたもの）を紛失しました。再発行してもらえますか。
回答 11	掛金払込証明書を作成いたしますので、愛知支部資格・給付グループまでご連絡ください。 再発行にはお時間がかかりますので、年末調整や確定申告など使用用途に間に合うようにご依頼ください。

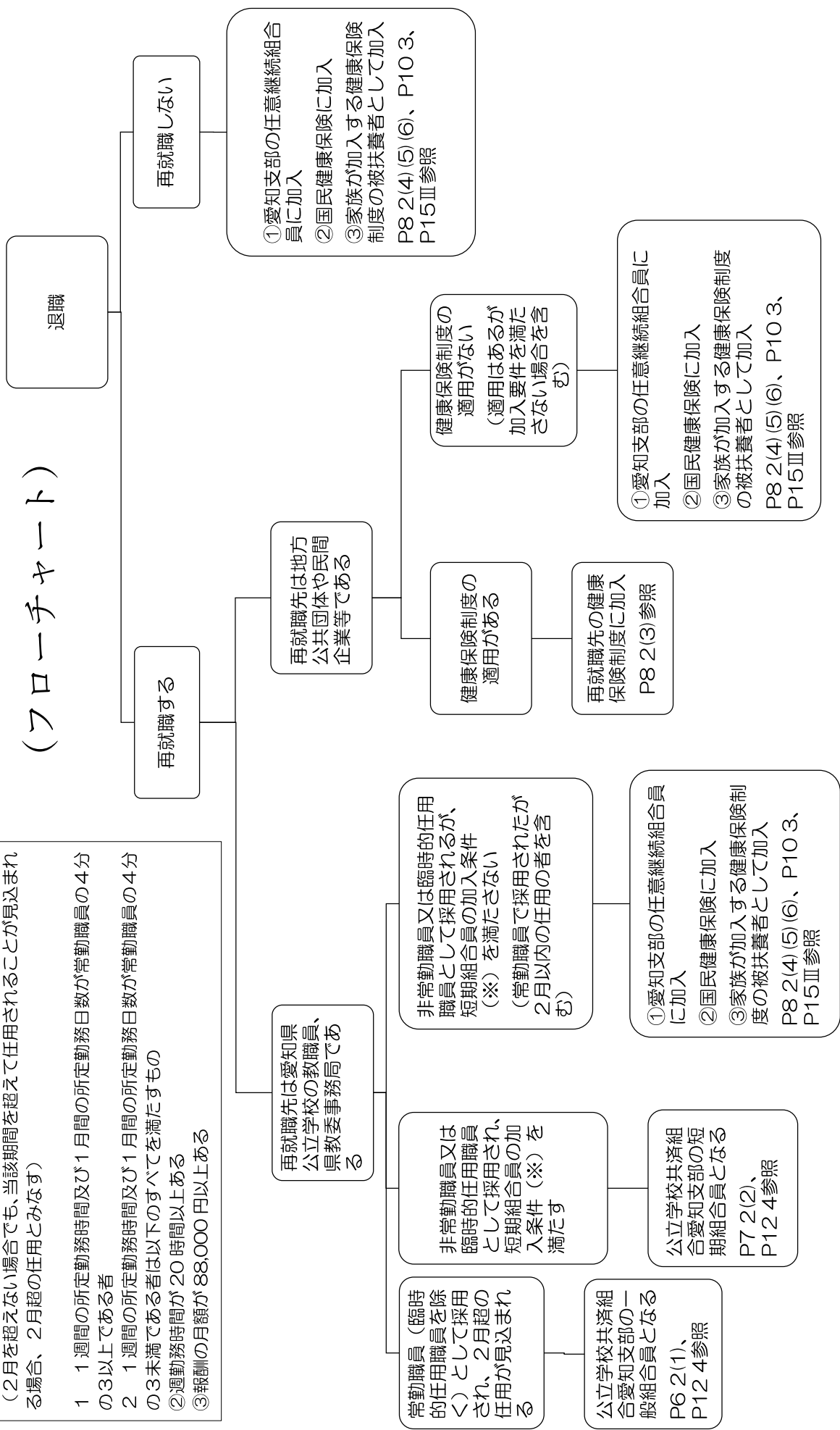
質問 12	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで組合員（臨時的任用職員等）ですが、任意継続組合員に加入できますか。
回答 12	任意継続組合員制度に加入するためには組合員資格が退職日の前日までに1年以上必要です。 今回の組合員資格期間では1日不足していますので加入することはできません。 詳細は「P15～16 Ⅲ任意継続組合員制度 1 制度概要」をご参照ください。

質問 13	任意継続組合員になった場合、給付金の請求はどのように行いますか。
回答 13	公立学校共済組合愛知支部ホームページに各種申請用紙を御用意しています。 ご自身で入手していただき、組合員の署名をした上で、共済組合まで郵送してください。

健康保険早見表 (フローチャート)

※【短期組合員の加入条件】
次のいずれかを満たし、かつ任用期間が2月を超えること。
(2月を超えない場合でも、当該期間を超えて任用されることが見込まれる場合、2月超の任用とみなす)

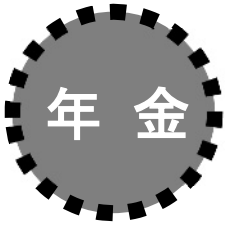
- 1 1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3以上である者
- 2 1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が常勤職員の4分の3未満である者は以下のすべてを満たすもの
 - ②週勤務時間が20時間以上ある
 - ③報酬の月額が88,000円以上ある



任意継続組合員申出書・被扶養者申告書

様式連第24号
様式規第15号

C/H	任意継続所属所コード	任意継続組合員証番号 (記入しないでください)	氏 名											
1	2 1 9 9 0 0 0	7 B 4												
異動区分	本被区分	性別	生 年 月 日				カードNo.	氏 名 (カタカナ)						
15 2	16 1	17 男 1 女 2	18 昭 3 平 4				35 1							
資格取得年月日			資格喪失年月日				旧所属所コード	旧組合員証番号				福祉医療 該当区分		
令和	67 0 6 0 4 0 1	令和	73 0 8 0 4 0 1				87	92				100		
カードNo.	市町村コード		市町村コードで示される市区町村名											
35 2	36													
カードNo.	上記以下の住所													
35 A	36													
カードNo.	上記以下の住所													
35 B	36													
カードNo.	郵便番号				電 話 番 号				組合員 種別	58 3				
35 4	36				43									
カードNo.	任意継続掛金払込方法 いずれかを○で囲む。		1 一括払い		2 毎月払い									
35 5	36 1		37											
退 職 年 月 日			組 合 員 期 間		退職時の 年 令	退職日の属する月の標準報酬月額 等級		標準報酬月額 (円)						
令和	39 0 6 0 3 3 1	45	年	月	49	才	53	58						
カード NO	継続 認定	性別	生 年 月 日			上段：氏 名 (姓・名ともに記載すること)						続 柄	同 ・ 別 居	福 祉 医 療 区 分
3			年号	年	月	日	下段：カ ナ							
被 扶 養 者	2:認 3:消	1:男 2:女	3:昭 4:平 5:令										0: 9:	同 別
	2:認 3:消	1:男 2:女	3:昭 4:平 5:令										0: 9:	同 別
	2:認 3:消	1:男 2:女	3:昭 4:平 5:令										0: 9:	同 別
	2:認 3:消	1:男 2:女	3:昭 4:平 5:令										0: 9:	同 別
各 種 給 付 金 振 込 口 座 (注) 口座名義は必ず組合員名義のこと。														
カードNo.	7	銀 行 名				本・支店名								
銀行コード	56	本・支店コード				60	科目	63 1	口座番号			64		
口座名義人 (カタカナ)														
<p>地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合 愛知支部長 殿</p> <p>令和 年 月 日 申出者 氏 名</p>														
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。						所属所の文書受付印		愛知支部文書受付印						
令和 年 月 日														
所属所名 所属所長 職 氏 名														



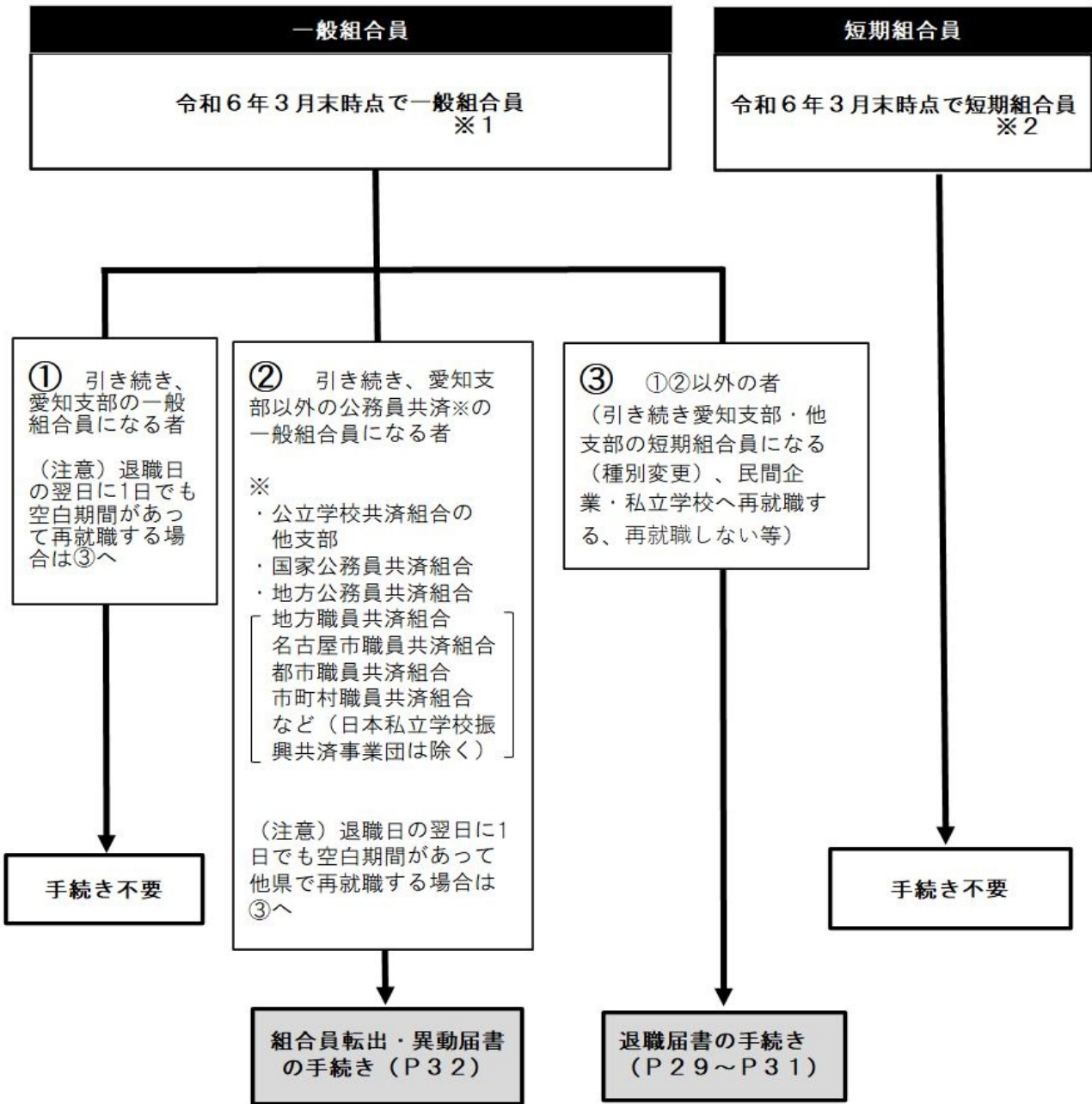
I 年金の手続き

1

退職時の手続き

令和5年度末退職者・転出者の手続き (令和6年3月31日退職対応)

下表により必要な手続きについて確認してください。



※1 一般組合員：正規職員、暫定再任用（フルタイム）、任期付任用職員、契約職員など

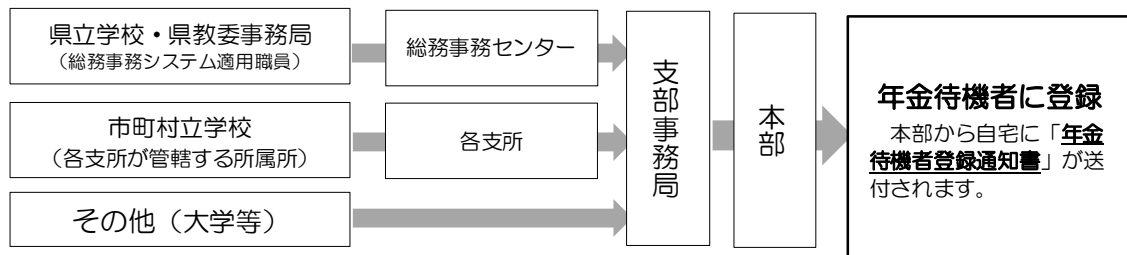
※2 短期組合員：臨時的任用職員、暫定再任用（短時間）、定年前再任用（短時間）、任期付任用職員（短時間）、会計年度任用職員など（短期組合員は任用期間が原則2月を超える者が加入）

2

退職届書の手続き

退職届書は、一般組合員の退職時に年金請求の資格（年金受給資格期間及び年金支給開始年齢）を満たしていない者が、将来の年金受給に備え、被保険者期間を確認し『年金待機者』として登録するために提出していただくものです。

年金待機者として登録されると、公立学校共済組合本部から「年金待機者となられた皆さまへ」と「年金待機者登録通知書」が送付されます。（7月～10月の予定）



●年金待機者とは

退職時に年金の受給資格期間（国民年金・厚生年金保険（共済組合を含む）の加入期間）が10年を満たしていない場合、又は支給開始年齢に達していない場合、将来の年金裁定に備えて、年金加入記録が登録された退職者（組合員資格喪失者）を指します。年金待機者に登録されてからの氏名や住所の変更などの手続きは、「年金待機者異動報告書」を本部に提出してください。

短期組合員の資格を喪失した際に退職届書の提出が必要でしたが、資格・給付グループへ「組合員異動報告書」を所属所から支部へ報告いただくことで、資格喪失の届出がされたこととするため、退職届書の提出は不要です。

年金受給者である一般組合員の退職時の手続きは、改定請求書の提出により年金の在職支給停止を解除し、新たな組合員期間等の登録及び年金額の再計算を行っていましたが、この改定請求書による手続きから退職届書を提出する方法に変わりました。

年金受給権の有無	対象者（一般組合員）	提出書類
年金受給権が発生している（する）方	昭和35年4月1日以前生まれの方	<ul style="list-style-type: none"> 退職届書 退職年金請求書（65歳以上の該当者） 就職予定調査票 履歴書（履歴カード）
年金受給権が発生していない方	昭和35年4月2日から昭和35年10月1日生まれの方	<ul style="list-style-type: none"> 退職届書 就職予定調査票 履歴書（履歴カード）
	昭和35年10月2日以降生まれの方	<ul style="list-style-type: none"> 退職届書 履歴書（履歴カード）

退職届書の入手方法は、「退職届書等請求書」を提出し、後日支部から退職届書を配付します。該当者のみ併せて「退職年金請求書（65歳以上）」、「就職予定調査票」を配付します。

① 退職届書等請求書の提出

年度末で退職又は任用期間が満了する一般組合員の方は、退職届書を請求するために「退職届書等請求書」の提出が必要です。様式は、愛知支部ホームページからダウンロードしてください。

なお、引き続き一般組合員として在職する場合は手続きが不要です。

● 対象者及び提出期限

該当者	提出書類	部数	愛知支部提出期限（注）
年度末退職予定者 （63・65歳定年含む） ただし、引き続き一般組合員となる者を除く。	・退職届書等請求書 （ホームページからダウンロードする）	1部	1回目 令和6年2月20日
			2回目 令和6年2月21日以降

（注）提出期限は支部事務局での受付日になりますので、提出先の日程を確認してください。

- ・愛知支部ホームページ 諸届用紙ダウンロード一覧（年金関係）

URL：<https://www.kouritu.or.jp/aichi/about/syotodoke2/index.html>

● 提出先

対象者	提出方法	提出先
ア 県立学校・県教委事務局	退職届書等請求書に必要な事項を記入のうえ送付してください。	支部事務局 年金グループ (愛知県教育委員会福利課内)
イ 大学等	所属所の事務担当者に申し出てください。 (所属所単位で退職届書等請求書を提出する)	
ウ 市町村立学校		各支所(教育事務所、学校事務センター)

② 退職届書等の送付

退職届書等請求書の提出後、氏名等が印字された退職届書（様式）を所属所へ送付しますので、必要事項を記入して提出してください。

愛知支部提出期限	配付時期
1回目 令和6年2月20日	令和6年3月中旬
2回目 令和6年2月21日以降	令和6年4月以降

③ 退職届書等の提出

＜提出書類＞

対象者	提出書類	部数
昭和35年4月1日以前生まれの年金受給者（請求中も含む）である一般組合員	・退職届書 ・退職年金請求書（65歳以上の該当者）	原本と写し各1部
	・就職予定調査票	1部
	・履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要）※1	1部※2
昭和35年4月2日から昭和35年10月1日生まれの一般組合員	・退職届書	原本と写し各1部
	・就職予定調査票	1部
	・履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要）※1	1部※2
昭和35年10月2日以降生まれの一般組合員	・退職届書	原本と写し各1部
	・履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要）※1	1部※2

※1 履歴カード又は履歴書の注意事項

※退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し（A4判）

※一枚目（表紙）右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入

※所属所長の原本証明（公印省略）が必要

ただし、履歴カードの場合は所属所長の原本証明は不要

※2 名古屋市立学校は2部

＜提出先・提出期限＞

対象者	提出先	愛知支部提出期限※
ア 県立学校・県教委事務局	愛知県総務事務センター	令和6年4月1日（月）～ 19日（金）
イ 大学等	支部事務局 年金グループ （愛知県教育委員会福利課内）	
ウ 市町村立学校	各支所（教育事務所、学校事務センター）	令和6年4月1日（月）～ 19日（金）

※ 提出期限は支部事務局での受付日になりますので、ご注意ください。

アの方は、愛知県総務事務センターの提出期限が**令和6年3月29日（金）**となります。

イ、ウの方は、提出先の日程を確認してください。

県立学校・県教委事務局については、「退職届書等請求書」と「退職届書」の提出先が異なるので注意してください。

●老齢厚生年金の繰下げを行っている場合

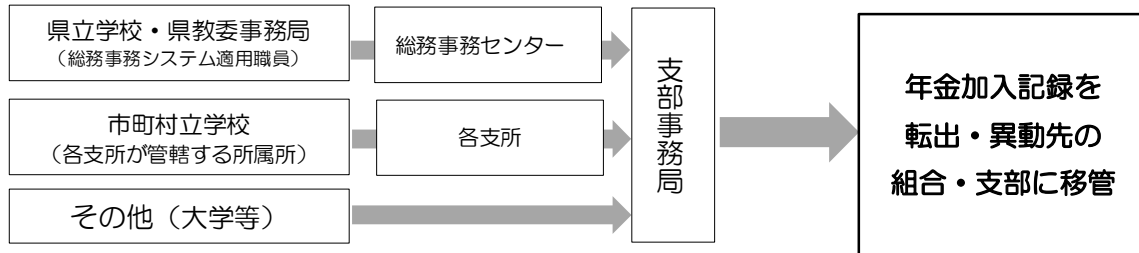
65歳以上の一般組合員で老齢厚生年金の繰下げを行っている場合、退職届書による手続きが完了しますと共済組合本部から「年金待機者登録通知書」が自宅に届きます。その後、老齢厚生年金の請求手続きを各自で共済組合本部に申し出てください。

3

組合員転出・異動届書の手続き（一般組合員）

公立学校共済組合愛知支部の一般組合員から、日を空けず他の共済組合又は他の支部の一般組合員となる場合は、退職時に**転出・異動手続き**を行います。

令和6年3月31日に退職し、翌4月1日に知事部局や市町村、他県、国の機関や国立大学（附属学校）にて正規職員（派遣職員）や常勤職員として勤務する場合は、組合員転出・異動届書を必ず提出してください。



《提出書類》

提出書類		提出部数
①	組合員転出・異動届書（ホームページからダウンロードした様式） （記載例はホームページを参照） ・公立学校共済組合ホームページ （愛知支部トップページ 諸届用紙ダウンロード（年金関係）） https://www.kouritu.or.jp/aichi/about/syotodoke2/index.html	（原本のみ） 1部
②	履歴カード又は履歴書（総務事務システム適用職員は提出不要） ＊退職発令まで記載された履歴カード又は所属所保管の履歴書原本の写し（A4判） ＊一枚目（表紙）右上余白に、所属所コード・所属所名・組合員証番号を記入 ＊所属所長の原本証明（公印省略）が必要 ただし、履歴カードの場合は所属所長の原本証明は不要	2部 （※）

※ 名古屋市立学校は3部

《提出先》

対象者	提出先
ア 県立学校・県教委事務局	愛知県総務事務センター
イ 大学等	支部事務局 年金グループ （愛知県教育委員会福利課内）
ウ 市町村立学校	各支所（教育事務所、学校事務センター）

《転出・異動届書提出期限》 令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月26日（金）

（注）提出期限は支部事務局での受付日になりますので、提出先の日程を確認してください。

退職届書等請求書

令和 年 月 日

公立学校共済組合愛知支部長殿

所属所名

所属所長職氏名 _____ 公印省略

(所属所コード： _____)

下記の組合員が、令和6年3月31日付けで退職する予定ですので、退職届書等（様式）を請求します。

記

氏名 組合員証番号	職名	生年月日	備考	※支部 記入欄
		昭・平 年 月 日		退・新
		昭・平 年 月 日		退・新
		昭・平 年 月 日		退・新
		昭・平 年 月 日		退・新
		昭・平 年 月 日		退・新

(注意) 引き続き他の共済組合（知事部局、愛教大、市町村など）、あるいは、引き続き当共済組合の他支部へ転出異動する場合は、退職届書は不要です。この場合は組合員転出・異動届書を提出していただきます。

<共済組合記入欄>

出力日	送付日

支部受付印

退職届書等請求書

令和 年 月 日

公立学校共済組合愛知支部長殿

職 名

氏 名 _____

生年月日 昭・平 年 月 日

組合員証番号 _____

所属所名 _____

(所属所コード： _____)

令和 6年 3月31日付けで退職する予定ですので、退職届書等（様式）を請求します。

※支部 記入欄	退・新
------------	-----

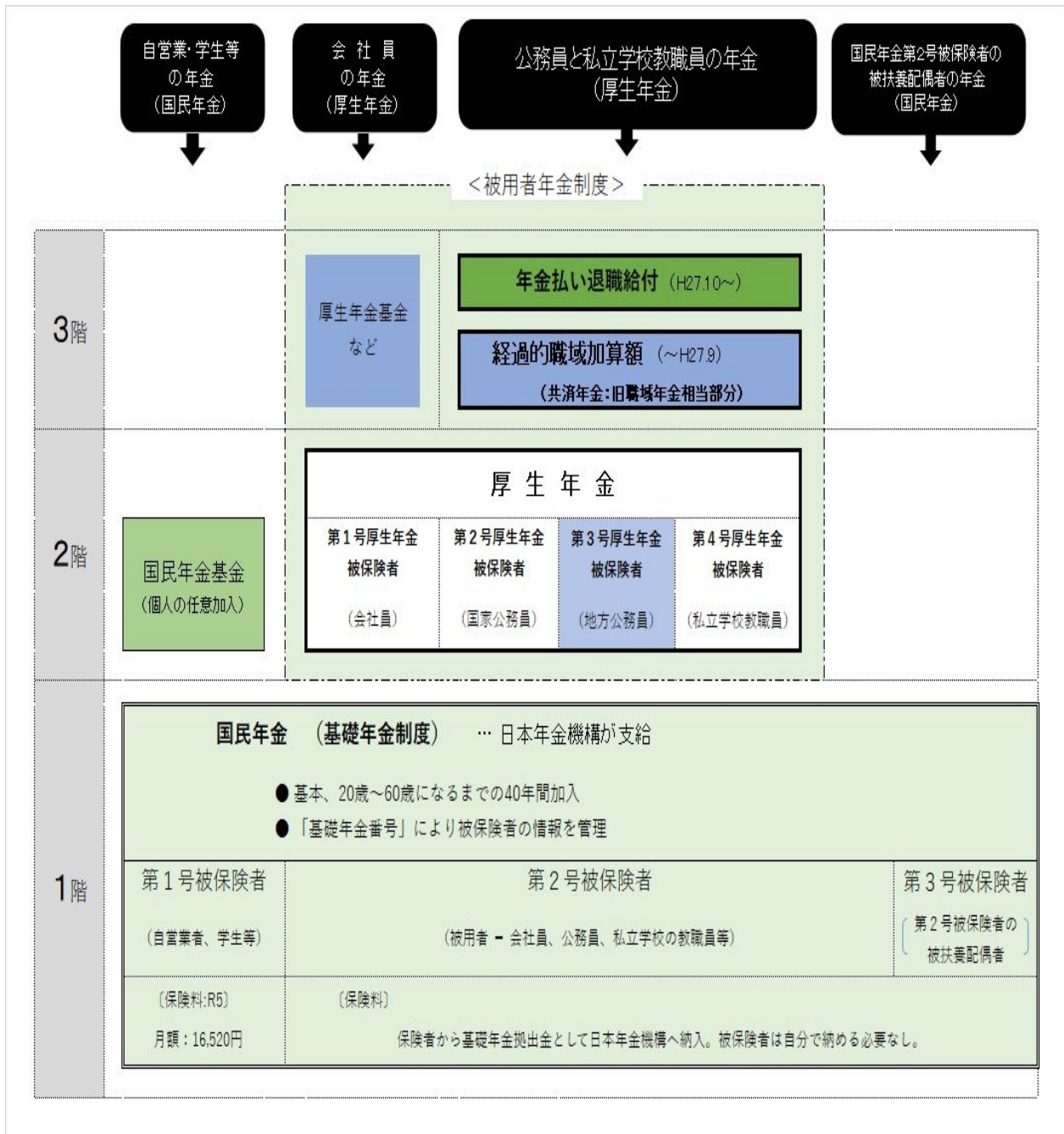
(注意) 引き続き他の共済組合（知事部局、愛教大、市町村など）、あるいは、引き続き当共済組合の他支部へ転出異動する場合は、退職届書は不要です。この場合は組合員転出・異動届書を提出していただきます。

<※共済組合記入欄>

出力日	送付日

支部受付印

《参 考》 公的年金制度の体系 (H27.10.1 以降)



4

基礎年金（国民年金）

基礎年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入するものです。基礎年金の導入（昭和61年4月1日）後は、公務員とその被扶養配偶者も同時に国民年金の被保険者になっています。

（*昭和61年3月31日以前の組合員期間は国民年金に加入していたものとみなされる。）

国民年金の被保険者には3種類あり、それぞれ保険料の納め方が異なります。

（参考）国民年金が発足した昭和36年4月1日からの国民年金の適用の推移

区 分		S36.4	57.1	61.4	H3.4
①	農業・自営業など下記以外の者	強 制 適 用			
②	被用者年金制度の加入者（会社員、公務員）	適 用 除 外		強 制 適 用	
③	被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者	任 意 適 用			
④	被用者年金制度の障害・遺族年金受給権者	任 意 適 用		強 制 適 用	
⑤	上記②～④の被扶養配偶者	任 意 適 用		強 制 適 用	
⑥	学生	任 意 適 用			強 制 適 用
⑦	国内に居住する外国人	適 用 除 外		強 制 適 用	

(1) 国民年金被保険者の種類

第1号被保険者 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業者・学生など

第2号被保険者 厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員（原則、65歳未満の者）

第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

※任意加入被保険者 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者など

(2) 基礎年金（国民年金）の保険料

月額 16,520円（令和5年度）《定額》

○ 被保険者（第2号被保険者）及び被扶養配偶者（第3号被保険者）の保険料

共済組合から基礎年金拠出金として日本年金機構へ納められているので、被保険者及び被扶養配偶者が自分で納める必要はない。

(3) 基礎年金(国民年金)の種類

①老齢基礎年金

②障害基礎年金

③遺族基礎年金

(4) 老齢基礎年金

① 受給要件

「保険料納付済期間(※1)」「保険料免除期間(※2)」及び「合算対象期間(※3)」を合算して原則10年以上あること。

② 年 額（令和5年度）

795,000円（保険料納付済期間が40年（480月）で満額の場合）

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた者は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給される。

（図例）

老 齢 厚 生 年 金
老 齢 基 礎 年 金（国民年金）

○（※1）「保険料納付済期間」とは

- ・第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間
- ・第2号被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間
- ・第3号被保険者期間

○（※2）「保険料免除期間」とは

- ・国民年金の保険料が免除された期間（申請免除・法定免除）

○（※3）「合算対象期間」（いわゆる「カラ期間」）とは

*20歳以上60歳未満で国民年金に任意加入しなかった次の期間

- ・第2号被保険者の配偶者で、昭和36年4月から61年3月までの期間
- ・昭和36年4月から平成3年3月までの20歳以上の学生期間
- ・日本国籍のある者で、昭和36年4月以降海外に居住していた期間

*第2号被保険者期間のうち、20歳未満の期間と60歳以上の期間

（注）合算対象期間は、年金を受給できるように、受給資格期間として含まれるが、年金額には反映されない。

③ 老齢基礎年金の繰上げ請求及び繰下げ請求

【繰上げ】

老齢基礎年金は原則65歳から受給できますが、本人が希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰上げて受給できます。しかし、65歳前に老齢基礎年金を繰上げて受給する場合は、老齢厚生年金等も同時に繰上げ請求することになります。

（減額率：1月につき0.4%（昭和37年4月1日以前生まれの場合は1月につき0.5%）、P54参照）

【繰下げ】

65歳で請求せずに、希望すれば66歳以降に繰下げて受給することができます。

（増額率：1月につき0.7%、P56参照）

(5) **障害基礎年金**

① **受給要件**

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった傷病で初めて医師の診察を受けた日）のある傷病で、障害認定日又はその後 65 歳までの間に、国民年金法で定められた障害等級の 1 級又は 2 級の障害の状態に該当したとき。

② **保険料納付要件**

初診日において 65 歳未満で、保険料が初診日のある月の前々月までの 1 年間に滞納がないこと。又は、公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間が納付又は免除されていること。

障害認定日とは

初診日から 1 年 6 か月を経過した日、又はその期間内に症状が固定した日

③ **年 額**（令和 5 年度）

障害等級が 1 級の場合 993,750 円

障害等級が 2 級の場合 795,000 円

（図例）

障 害 厚 生 年 金
障害基礎年金（国民年金）

(6) **遺族基礎年金**

① **受給要件**

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者が死亡したとき。

② **保険料納付要件**

死亡月の前々月までの 1 年間に滞納がないこと。又は、保険料納付済期間（免除期間含む）が加入期間の 2/3 以上あること。

③ **対象者**

死亡した当時、死亡した者によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子

子とは

婚姻していない者で

- ・ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- ・ 20 歳未満で障害等級が 1 級又は 2 級に該当する者

④ **年 額**（令和 5 年度）

795,000 円

（図例）

遺 族 厚 生 年 金
遺族基礎年金（国民年金）

※子の人数に応じて一定額が加算されます

5

厚生年金

(1) 厚生年金被保険者の種類

被用者年金一元化により共済年金は厚生年金に統一され、加入していた共済組合により、被保険者の種別は4種類となっています。

従来の厚生年金保険の被保険者	・・・	第1号厚生年金被保険者
国家公務員共済組合の組合員	・・・	第2号厚生年金被保険者
地方公務員共済組合の組合員	・・・	第3号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度の加入者	・・	第4号厚生年金被保険者

(2) 厚生(共済)年金の種類

- ① **老齢厚生年金** 退職共済年金(経過的職域加算額)を含む
- ② **障害厚生年金**
- ③ **遺族厚生年金** 遺族共済年金(経過的職域加算額)を含む

(3) **老齢厚生年金** 受給要件 (次の要件をすべて満たしているときに支給されます。)

- ・「被用者年金制度に加入した期間」があること。
- ・「受給資格期間」が10年以上あること。
- ・65歳以上であること。

※「被用者年金制度に加入した期間」とは、公務員としての期間の他、厚生年金保険、私立学校教職員共済制度の加入期間などを含む。

※「受給資格期間」とは、被用者年金制度に加入した期間に、国民年金保険料を納めた期間(国民年金第3号被保険者であった期間、国民年金保険料の納付を免除された期間等を含みます。)を合わせた期間。

(4) 支給開始年齢

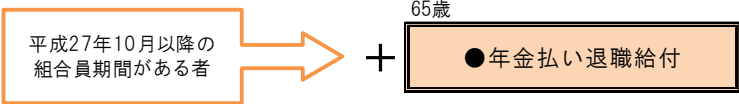
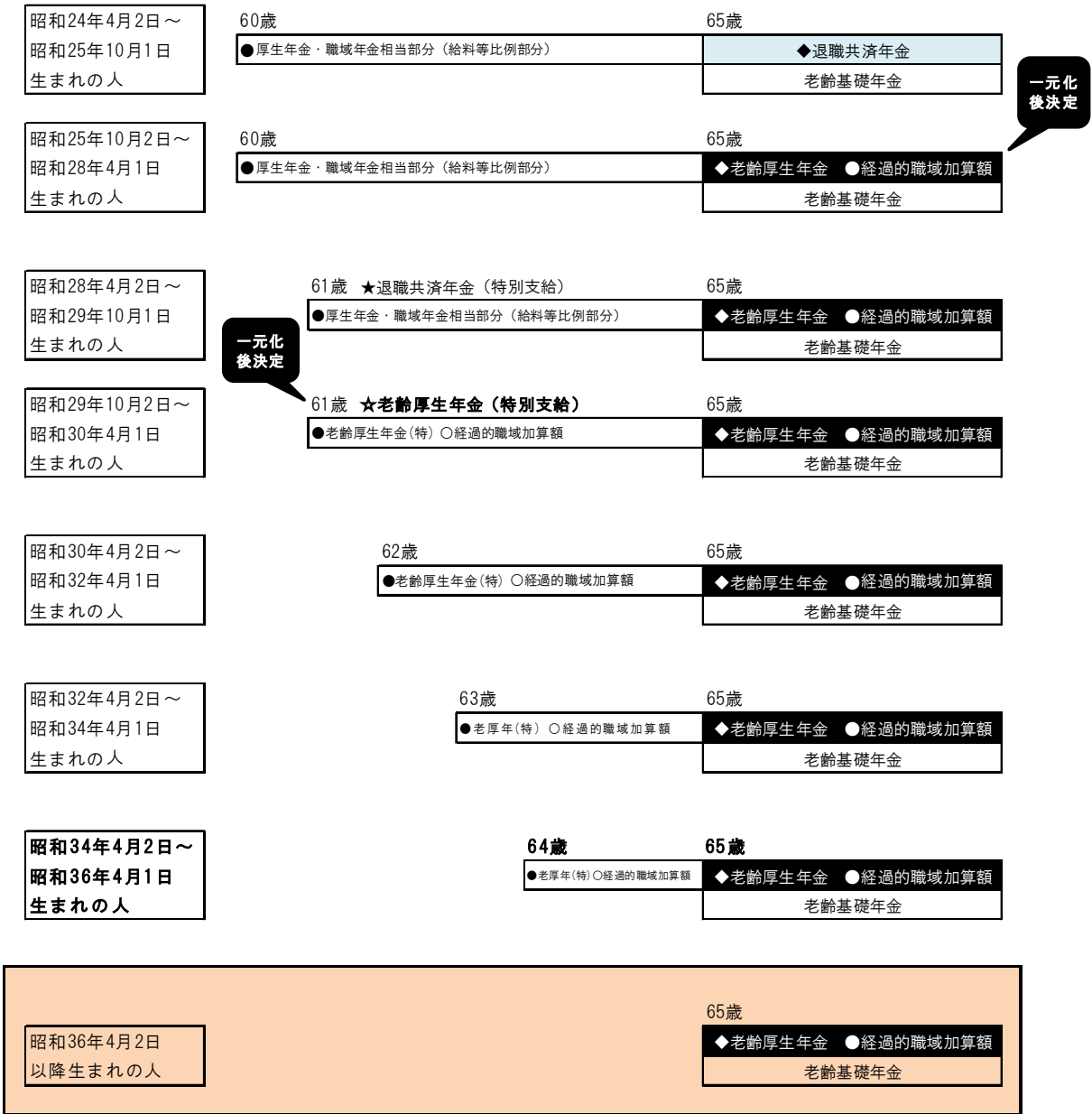
平成6年制度改正で「特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)」については、平成13年度から平成25年度にかけて「定額部分」の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられ、平成12年制度改正で、平成25年度から令和7年度にかけて、「給料等比例部分」の受給権発生が段階的に65歳へと引き上げられることとされています。その経過措置は、次ページ図の生年月日に応じて定められています。

なお、昭和36年4月2日以降生まれの者は特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)はなく、65歳からの老齢厚生年金(退職共済年金)のみとなります。

参考 特別支給の老齢厚生年金の受給要件

- ・「被用者年金制度に加入した期間」が1年以上あること。
- ・「受給資格期間」が10年以上あること。
- ・次ページ図の支給開始年齢以上65歳未満であること。

〔老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢の段階的引き上げ〕

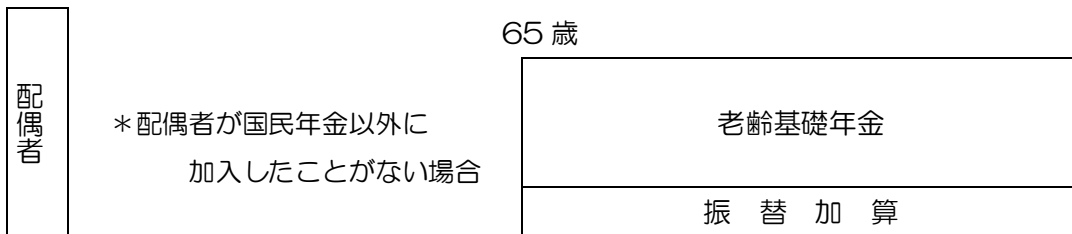
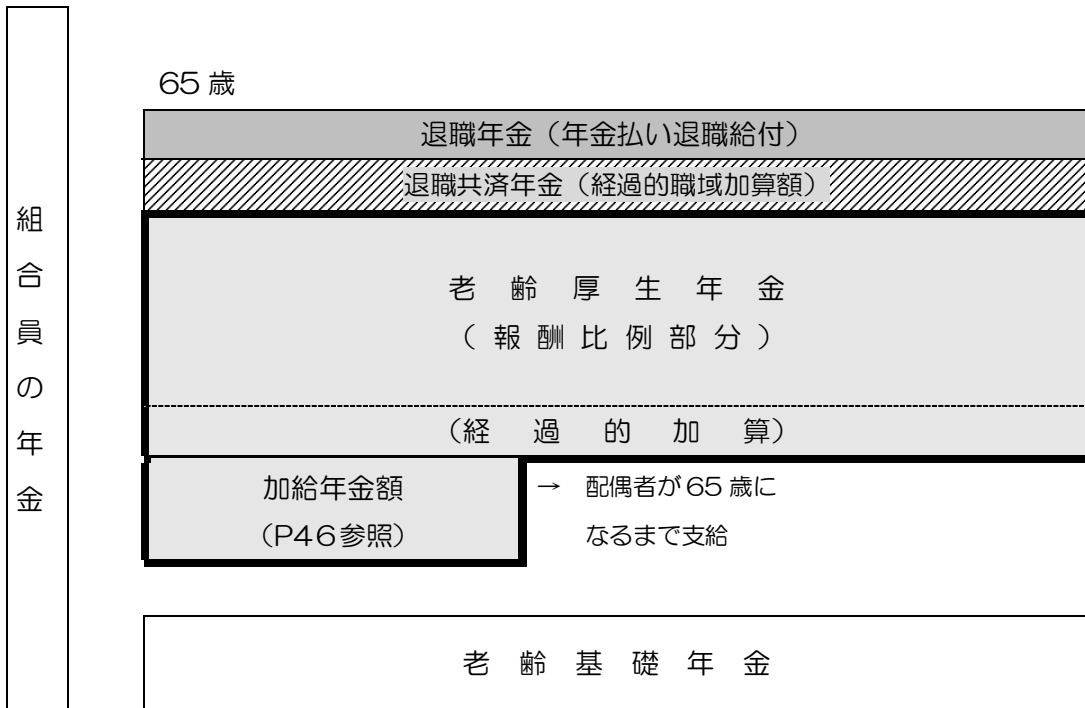


※ 女性の場合、年金記録に共済組合期間（公務員期間）と厚生年金期間（民間企業期間）が含まれている場合は、それぞれの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に違いがあります。

6

老齢厚生年金の基本的構図

(生年月日が昭和36年4月2日以降生まれ者)



※ 網掛部分は共済組合から、「老齢基礎年金・振替加算」は日本年金機構から支給される。

※ 振替加算は、組合員が加給年金額(配偶者の分)を受給していた場合に支給される。

ただし、配偶者の加入期間等が20年以上の老齢厚生年金、退職共済年金などの受給権者でないこと。

振替加算額=228,700円(令和5年度)×配偶者の生年月日に応じた率

配偶者の生年月日	率	配偶者の生年月日	率
昭19.4.2~昭20.4.1	0.520	昭28.4.2~昭29.4.1	0.280
昭20.4.2~昭21.4.1	0.493	昭29.4.2~昭30.4.1	0.253
昭21.4.2~昭22.4.1	0.467	昭30.4.2~昭31.4.1	0.227
昭22.4.2~昭23.4.1	0.440	昭31.4.2~昭32.4.1	0.200
昭23.4.2~昭24.4.1	0.413	昭32.4.2~昭33.4.1	0.173
昭24.4.2~昭25.4.1	0.387	昭33.4.2~昭34.4.1	0.147
昭25.4.2~昭26.4.1	0.360	昭34.4.2~昭35.4.1	0.120
昭26.4.2~昭27.4.1	0.333	昭35.4.2~昭36.4.1	0.093
昭27.4.2~昭28.4.1	0.307	昭36.4.2~昭41.4.1	0.067

7

年金額の基本算式

年金額は、平成 15 年 3 月 31 日までは組合員として在職した期間とその間の『平均給料月額』を基礎として計算していましたが、平成 15 年 4 月 1 日から総報酬制が導入され、平成 15 年 3 月 31 日までの『平均給料月額』と、平成 15 年 4 月 1 日以降から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間と給料及び期末手当等を含めたその間の『平均給与月額』と平成 27 年 10 月以降の被保険者期間と標準報酬月額と標準期末手当等を含めた『平均標準報酬額』を基礎として計算します。

退職共済年金（経過的職域加算額）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
× 生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の
平均給与月額×生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数

+

老齢厚生年金（報酬比例部分）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
× 生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の
平均給与月額×生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数

+

③平成 27 年 10 月 1 日以降の被保険者期間 (C)の**平均標準報酬額**
× 生年月日に応じた給付乗率 × Cの月数

- 生年月日に応じた給付乗率(昭和 21 年 4 月 2 日以降生まれ・経過措置の率)

期 間	老齢厚生 年金部分	経過的職域加算額	
		20 年以上	20 年未満
平成 15 年 3 月 31 日以前の期間	7.50/1000	1.50/1000	0.75/1000
平成 15 年 4 月 1 日以降の期間	5.769/1000	1.154/1000	0.577/1000

《参考》ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険の加入者に、年金加入記録を確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

被用者年金制度の一元化に伴い、「ねんきん定期便」として、毎年1回、誕生月に組合員の方へお送りしています。(年金待機者の方へは原則として日本年金機構または日本私立学校振興・共済事業団から送られます。)

※ 実施機関間の情報交換等の状況により、誕生月に発送できず、情報が整備された月以降に発送する場合がありますのでご了承ください。

●「ねんきん定期便」の表示内容

(見本) 節目年齢以外の方(はがき) 50歳以上の場合

料金後納郵便

親展

101-0064
東京都千代田区神田駿河台
2-9-5

公立 太郎 様

2-8MS42K0000001#

大切なお知らせ

ねんきん定期便です

問い合わせ先

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
http://www.kouritu.go.jp/
電話 03-5259-1122
受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時から午後5時30分まで
※開演・電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いします。
※電話によるご質問の内容は、正確にお返すため録音させていただきます。ご理解くださいますようお願いいたします。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。		
1234567890						

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)		船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)				
0 月	0 月	0 月	0 月		

厚生年金保険 (b)				444 月	0 月	444 月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
0 月	444 月	0 月	444 月			

①「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以後の国民年金保険料の納付期間の月数も合わせて表示しています。
②(d)欄では、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときには書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	65 歳～
(1) 国民年金				老齢基礎年金 740,344円
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	円	円	円	円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円	円	円	円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円	円	円	円
(1)と(2)の合計	円	円	円	2,431,312円

①老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定し、60歳を過ぎて加入している場合は加入年齢に応じて計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。
②受給資格期間が120月に達していない場合や特定期間を有している場合、既に老齢年金を決定している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、公務員厚生年金期間はお近くの年金事務所、私学共済厚生年金期間はお近くの年金事務所へお問い合わせください。
③国民年金と地方公務員共済組合の両方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
④平成27年9月までの加入実績に応じた近接期の国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会による経過的繰上乗取額(共済年金) ※を含めて表示しています。
⑤老齢厚生年金(元化前(平成27年9月以前)の法改正前)の金額は、老齢厚生年金の給付率率と同率で計算した金額に、別に定められた給付率率を用いて計算した金額を加算したものとされており、この加算額を「繰上乗取額」といいます。老齢厚生年金(元化)により年金の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、老齢厚生年金(元化後の期間(平成27年10月以降))については「繰上乗取額」が算出されませんが、老齢厚生年金(元化前の期間(平成27年9月以前))については別途「経過的繰上乗取額(共済年金)」として共済組合から支給されます。
⑥上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

「ねんきん定期便」については、公立学校共済組合本部へお問い合わせください。

〈Tel 03-5259-1122 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時30分まで〉

8

加給年金額

(1) 受給要件

老齢厚生（退職共済）年金、障害厚生（障害共済）年金（障害等級が1級又は2級の場合）の被保険者が受給権を取得した当時、被保険者期間が20年以上(※)あり、その者に生計を維持されている次の要件を満たす者がある場合に、加給年金額が加算されます。

年収が850万円未満又は所得金額が655万5千円未満であること (受給権を取得したときには850万円以上であっても、その後5年以内に 定年退職により850万円未満になることが確実であるとき(定年条例等が必要))	
配偶者	65歳未満の配偶者
子	18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子
	20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する子 〈障害等級については、実施機関(共済組合)が認定する。〉

- (※) ・2以上の種別の被保険者期間がある場合は合算して加給年金額の加算要件とする。
・障害厚生（共済）年金は除く。

(2) 加給年金額【令和5年度】

① 配偶者 228,700円

・配偶者に係る加給年金額の特例（*障害厚生（障害共済）年金には適用しない。）

年金受給者の生年月日	特例加算額	加給年金額
昭和18年4月2日以降	168,800円	397,500円

② 子 228,700円（3人目からは1人につき76,200円）

（*障害を事由とする場合、子に係る加給年金額は障害基礎年金に加算される。）

(3) 加給年金額の支給停止

加給年金額加算対象配偶者が老齢厚生年金、退職共済年金、障害厚生年金などの受給権があるとき（老齢厚生年金、退職共済年金は、加入期間が20年以上の場合）は、支給の有無にかかわらず加給年金額の支給が停止されます。

(4) 加給年金額の消滅

- ① 配偶者が65歳に達したとき
- ② 子が18歳に達した日の属する年度末に達したとき
(その子が障害等級の1級または2級に該当するときは、20歳に達したとき)
- ③ 配偶者又は子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき
- ④ 配偶者又は子が死亡したとき
- ⑤ 配偶者と離婚したとき など

(※③～⑤に該当した場合は当共済組合本部へ速やかに連絡・手続きをすること。①②の場合は不要。)

(5) 加給年金額対象者の調査（初回）

老齢厚生年金請求時に、配偶者等に関する調査も同時に行われます。

9

障害厚生（共済）年金

障害厚生（共済）年金とは、被保険者（一般組合員）である期間中に初診日がある傷病により、一定の障害状態となったことが認められる場合に支給される年金です。

障害厚生（共済）年金は、在職中でも申請することができます。

※平成 27 年 10 月 1 日以降に受給権が発生するものは障害厚生年金となります。

(1) 受給要件

受給要件 1 または受給要件 2 のいずれかを満たしていることが必要です。

＜受給要件 1＞ **障害認定日請求**（障害認定日時点で受給権発生）

以下のすべてを満たしていること

- 初診日において被保険者（一般組合員）であること
- 障害認定日（※1）において障害等級の 1 級から 3 級のいずれかに該当する程度の障害状態にあること
- 初診日が属する月の前々月までの公的年金の加入期間の 3 分の 2 以上の期間について保険料納付又は免除されていること。又は、初診日の前日において 65 歳未満で、初診日の前々月までの 1 年間に未納期間がないこと（※2）

（※1）初診日から 1 年 6 月を経過した日。ただし、初診日から 1 年 6 月を経過する前に、症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったとき、又は下記の状態に該当したときは当該状態に至った日が障害認定日となる。

	傷病の状態	障害認定日
1	上肢または下肢の切断又は離断	切断又は離断した日
2	人工骨頭又は人工関節の挿入あるいは置換	挿入あるいは置換した日
3	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁の装着	装着した日
4	人工透析療法の施行	透析開始から 3 か月を経過した日
5	人工肛門の造設あるいは尿路変更術の施行	造設あるいは施行から 6 か月を経過した日
	新膀胱の造設	造設した日
6	喉頭の全摘出	全摘出した日
7	在宅酸素療法の施行	在宅酸素療法を開始した日
8	脳血管疾患による機能障害 （医学的に機能回復が望めない場合等）	初診日から 6 か月を経過した日
9	心臓の移植、人工心臓又は補助人工心臓の装着	移植又は装着した日
10	心臓再同期医療機器（CRT）又は除細動器機能付き	装着した日
	心臓再同期医療機器（CRT-D）の装着	
11	人工血管（ステントグラフトを含む）の挿入置換 （胸部大動脈解離、胸部大動脈瘤によるもの）	挿入置換した日
12	遷延性植物状態	状態に至った日から 3 か月を経過した日以降

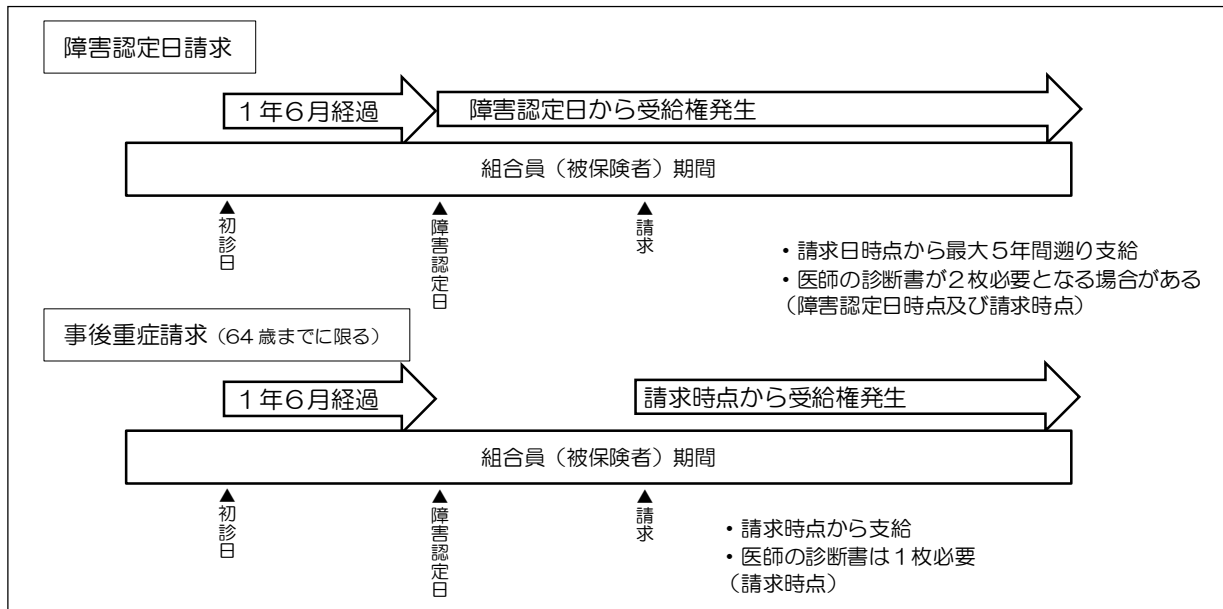
（※2）当該要件は障害厚生年金のみ

＜受給要件2＞ **事後重症請求**（請求のあった時点で受給権発生）

以下のすべてを満たしていること

- 初診日において被保険者（一般組合員）であること
- 障害認定日において障害等級の1級から3級のいずれかに該当する程度の障害状態になかったこと
- 障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級の1級から3級のいずれかに該当する程度の障害状態となり、かつ請求があったこと
- 初診日が属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について保険料納付又は免除されていること。又は、初診日の前々月までの1年間に未納期間がないこと(※3)

(※3) 当該要件は障害厚生年金のみ



(2) 年金額の基本算式

障害共済年金（経過的職域加算額）＝

①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
 $\times 1.425/1000 \times 100/100$ (注1) \times Aの月数(注2)

+

②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)の**平均給与月額**
 $\times 1.096/1000 \times 100/100$ (注1) \times Bの月数(注2)

+

障害厚生年金（報酬比例部分）＝

①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
 $\times 7.125/1000 \times 100/100$ (注1) \times Aの月数(注2)

+

②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)の**平均給与月額**
 $\times 5.481/1000 \times 100/100$ (注1) \times Bの月数(注2)

+

③平成27年10月1日以降の被保険者期間(C)の**平均標準報酬額**
 $\times 5.481/1000 \times 100/100$ (注1) \times Cの月数(注2)

+

加給年金額（P46参照）

(注1) 2級又は3級のとき。(1級は125/100)

(注2) 組合員期間の月数(A+B)と被保険者期間(C)が300月(25年)未満のときは、300月とみなして計算する。

<注意!>

- ・障害認定日が属する月後の組合員期間は額の算定の基礎となる組合員期間としない。
- ・経過的職域加算額は、初診日が平成27年10月1日以降の場合は支給されない。

(3) 手続き

① 請求先

初診日において加入していた実施機関に対し請求します。

※ワンストップサービス(P62)対象外

② 手続き書類

申請には医師の診断書をはじめ、各種書類が必要です。必要となる書類は状況により異なりますので、支部事務局年金グループ(P64)までお問い合わせください。

(4) その他

- ・平成27年10月以降は、障害厚生年金及び障害共済年金は、在職中でも一部又は全部が支給されます。ただし、経過的職域加算額は組合員である間支給停止となります。
- ・障害等級が1級又は2級のとき、保険料納入要件を満たしている場合、障害基礎年金が併給されます。(P40参照)
- ・障害厚生年金又は障害共済年金を受給している者が傷病手当金を受給することとなった場合、併給調整されます。
- ・認定事例の多い傷病例としては以下のとおりです。(あくまで例であり、これ以外の傷病でも一定の障害状態にあることが認められる場合は受給することができます)

- ・股関節症・リウマチ(等による人工関節装着)
- ・心不全(等によるペースメーカー、ICD、人工弁装着)
- ・精神疾患(うつ病、統合失調症等)
- ・腎不全(等による人工透析療法施行)
- ・事故や脳血管疾患(等による高次脳機能障害、肢体麻痺、肢体欠損)
- ・視覚・聴覚障害
- ・直腸癌(等による人工肛門装着)、その他悪性新生物(癌)

(1) 受給要件

厚生年金の被保険者又は被保険者であった者が、次の①から④までのいずれかの要件に該当するときに、その遺族に支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
- ② 厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級・2級の障害厚生(共済)年金を受け取っている者が、死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給資格期間(保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間)が25年以上ある者が死亡したとき

※ ①・②については、国民年金の保険料納付要件(3分の2又は直近1年納付)が必要

「遺族」とは
被保険者または被保険者であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた者

- ・ 「生計を維持していた者」とは、将来にわたって850万円(所得が655万5千円)以上の収入を得る見込みのない者。

「遺族の順位」は

第1：配偶者と子 第2：父母 第3：孫 第4：祖父母

- ・ 「子及び孫」とは、次のいずれかに該当し、婚姻していない者
 - ① 18歳に達する日の属する年度末までの間にある者
 - ② 1級又は2級の障害の状態にある20歳未満の者
- ・ 「夫・父母・祖父母」とは、55歳以上の者で、60歳から支給開始(夫が遺族基礎年金受給の場合は除く)。

(2) 年金額の基本算式

- ① (1)受給要件の①、②又は③に該当するとき

遺族共済年金(経過職域加算額) =

$$\text{①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の平均給料月額} \\ \times 1.425/1000 \times \text{Aの月数(注)} \times 3/4$$

+

$$\text{②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)の} \\ \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times \text{Bの月数(注)} \times 3/4$$

+

遺族厚生年金(報酬比例部分) =

$$\text{①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の平均給料月額} \\ \times 7.125/1000 \times \text{Aの月数(注)} \times 3/4$$

+

$$\text{②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)} \\ \text{の平均給与月額} \times 5.481/1000 \times \text{Bの月数(注)} \times 3/4$$

+

$$\text{③平成27年10月1日以降の被保険者期間(C)の平均標準報酬額} \\ \times 5.481/1000 \times \text{Cの月数(注)} \times 3/4$$

(注) 組合員期間の月数(A+B)と被保険者期間(C)が300月(25年未満)のときは、300月とみなして計算する。

② (1)受給要件の④に該当するとき

遺族共済年金（経過的職域加算額）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
× 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数 × 3/4

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の
平均給与月額 × 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数 × 3/4

+

遺族厚生年金（報酬比例部分）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
× 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数 × 3/4

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の
平均給与月額 × 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数 × 3/4

+

③平成 27 年 10 月 1 日以降の被保険者期間(C)の**平均標準報酬額**
× 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Cの月数 × 3/4

③ 受給権者が 18 歳未満の子のいない妻の場合の加算額【令和 5 年度】

ア 40 歳以上 65 歳未満の妻の場合（中高齢寡婦加算）

65 歳に達するまで、上記の基本算式①又は②により算定した額に 596,300 円を加算する。(受給要件④に該当する場合は、算定の基礎となる被保険者期間が 20 年以上である者に限る。)

イ 65 歳以上の妻の場合（経過的中高齢寡婦加算）

中高齢寡婦加算の額は、受給権者である妻が 65 歳に達すると加算されなくなりますが、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの受給権者である妻が、65 歳に達した時、次の算式により経過的中高齢寡婦加算の額が加算されることとされています。

中高齢寡婦加算の額	－	〔老齢基礎年金の定額 × 妻の生年月日に応じた乗率〕
(596,300 円)		(795,000 円) (*表参照)

*経過的中高齢寡婦加算の額を算定するための「妻の生年月日に応じた乗率」

生年月日	乗率	生年月日	乗率	生年月日	乗率
昭 19.4.2~20.4.1	216/480	昭 23.4.2~24.4.1	264/480	昭 27.4.2~28.4.1	312/480
昭 20.4.2~21.4.1	228/480	昭 24.4.2~25.4.1	276/480	昭 28.4.2~29.4.1	324/480
昭 21.4.2~22.4.1	240/480	昭 25.4.2~26.4.1	288/480	昭 29.4.2~30.4.1	336/480
昭 22.4.2~23.4.1	252/480	昭 26.4.2~27.4.1	300/480	昭 30.4.2~31.4.1	348/480

(3) その他

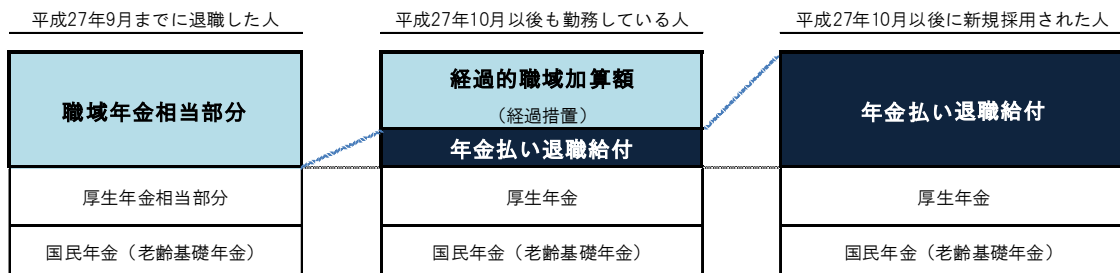
- ① 遺族が子のある配偶者又は子の場合は、遺族基礎年金が併給される。(P40 参照)
- ② 30 歳未満の子のない妻は、5 年間のみ支給となる。
- ③ 配偶者などの先順位者が失権した場合、次順位者への支給はない。

共済年金の3階部分(職域相当部分)を廃止し創設された年金給付

平成27年10月以降、共済年金は厚生年金に統一されたことから、厚生年金にない公務員独自の給付である3階部分の「職域年金相当部分」は廃止され、新たな3階部分として『退職等年金給付(年金払い退職給付)』が創設されました。

平成27年9月までの組合員期間については、経過措置としてこれまでの「職域年金相当部分」を支給し、平成27年10月以降の期間については「退職等年金給付」が支給されます。

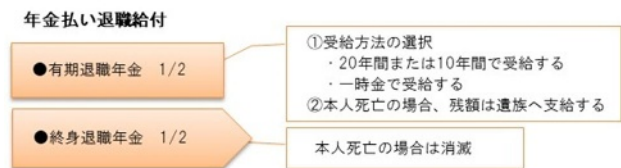
「職域年金相当部分」の経過措置⇒「経過的職域加算額」



(1) 『退職等年金給付』(年金払い退職給付)の種類

① 退職年金

- 1年以上引き続き組合員期間を有する者が退職後、65歳に達したとき(組合員である場合を除く)。又は、65歳に達した日以後に退職したときに支給。
- 支給開始は原則65歳から。60歳からの繰上げ(減額措置あり)、66歳以降への繰下げ受給も可能。
- 一元化前の「職域年金相当部分」の支給方法(すべて終身年金)とは異なり、半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給。
- 有期退職年金は、20年間の支給を基本としているが、10年間又は一時金として一括受給も可能。



- 年金受給者本人が死亡した場合、有期退職年金の残余年数があるときは、その遺族に一時金で支給。終身退職年金については、死亡の時点で受給権が消滅。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。

② 公務障害年金

- 公務による傷病により障害の状態になった者に、障害の状態である間支給。
- 支給水準は従来と同様。

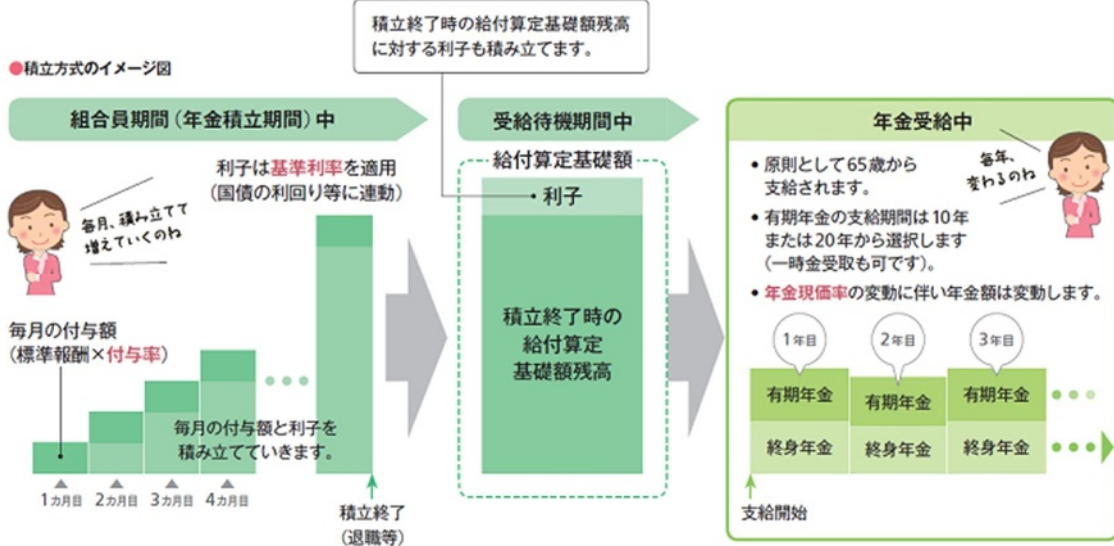
③ 公務遺族年金

- 公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族の方がいるときに支給。
- 支給水準は従来と同様。

※②③通勤災害による場合は、対象になりません。

(2) 保険料の積立と給付のしくみ

年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料(掛金)で積み立てる「積立方式」による給付です。



《参 考》 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の創設に伴い、「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」が毎年7月頃本部から送られています。令和5年度は、組合員及び平成27年10月以降の組合員期間がある年金待機者(令和4年度に退職した方及び節目年齢(35歳、45歳、59歳、63歳)になられた方)を対象に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」が圧着ハガキで送付されています。年金払い退職給付は、個人毎に給与や賞与から控除される掛金と事業主負担金を利子とともに毎月積み立てています。その積立状況がこの通知書で確認できます。

付与額

毎月の給与や賞与から控除される掛金と事業主負担金の合計額です。
現在の保険料率 1.5% = 組合員掛金率 0.75% + 事業主負担金率 0.75%

給付算定基礎額等合計

この残高が、将来受給する年金の原資となります。

●● 実際に給付額を計算してみましょう! ●●

給付算定基礎額 1,190,496 円の方が、有期退職年金 20 年を選択した場合(受給開始年齢 65 歳)

① 給付算定基礎額 × 1/2 (注1) ÷ 有期年金現価率 (注2) (注3)

= 有期退職年金

$1,190,496 \text{円} \times 1/2 \div 19.859541 = 30,000 \text{円}$ (100円未満四捨五入)

② 給付算定基礎額 × 1/2 (注1) ÷ 終身年金現価率 (注3)

= 終身退職年金

$1,190,496 \text{円} \times 1/2 \div 22.821764 = 26,100 \text{円}$ (100円未満四捨五入)

⇒ 年金額 ① + ② = 56,100 円(年額)

(注1) 組合員期間が10年未満の場合は、1/4になります。
(注2) 20年の場合=19.859541、10年の場合=9.964513
(注3) 毎年10月に改定されます。

公 立 大 部 様	①標準報酬月額	②付与率	③利 息	④給付算定基礎額残高
前年度末				1028384
4月	650000	9.750	0	1038134
5月	650000	9.750	0	1047884
6月	2150000	32.250	0	1080134
7月	650000	9.750	0	1089884
8月	650000	9.750	0	1099634
9月	650000	9.750	0	1109384
10月	650000	9.750	18	1119152
11月	650000	9.750	18	1128920
12月	2150000	32.250	19	1161189
1月	650000	9.750	19	1170958
2月	650000	9.750	19	1180727
3月	650000	9.750	19	1190496
※「標準報酬月額」欄には、毎月受け取る期末手当等の額を含みます。				
区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤前年度末	1028384			
⑥付与額累計	162000			
⑦利息累計	112			
⑧合計	1190496			
⑨給付算定基礎額等合計 1,190,496				
⑩年金払い退職給付加入期間 7年 6月				
⑪付与率	令和4年4月 ~ 令和5年3月	1.500%		
	年 月 ~ 年 月	%		
⑫基準利率(年率)	令和4年4月 ~ 令和4年9月	0.000%		
	令和4年10月 ~ 令和5年3月	0.020%		

繰上げ支給制度とは？

本来の支給開始年齢よりも早く希望することにより年金を受給することができる制度です。
(昭和37年4月1日以前に生まれた方についても、繰上げ制度が設けられています。)

老齢厚生年金

① 受給要件

- ア 被用者年金制度に加入した期間があること。
- イ 受給資格期間が10年以上あること。
- ウ 60歳以上であること。
- エ 国民年金の任意加入被保険者でないこと。

② 繰上げ減算額

支給開始年齢に達する日の属する月から、1か月繰上げごとに年金額が0.4%（※）減額される。（※昭和37年4月1日以前生まれの場合は0.5%）

老齢基礎年金

① 受給要件

- ア 60歳以上65歳未満であること。
- イ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること。
- ウ 国民年金の任意加入被保険者でないこと。

② 老齢基礎年金の減算額

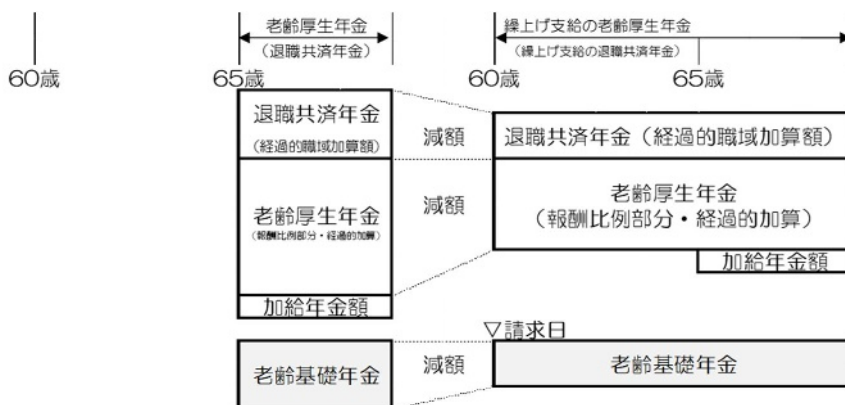
65歳に達する日の属する月から、1か月繰上げごとに年金額が0.4%（※）減額される。（※昭和37年4月1日以前生まれの場合は0.5%）

参考

繰上げ支給の仕組みと算式

〈基本的な構図〉

〈繰上げ支給の構図〉



老齢厚生年金繰上げ金額 = ① + ② + ③

- ① 65歳から支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）×（1-0.4/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）
- ② 65歳から支給の退職共済年金（経過的職域加算額）×（1-0.4/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）
- ③ 65歳から支給の老齢厚生年金（経過的加算）×（1-0.4/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

老齢基礎年金繰上げ金額 = 65歳から支給の老齢基礎年金×（1-0.4/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

繰上げ請求の注意点 ※ 繰上げ請求を希望される方は事前に連絡してください。

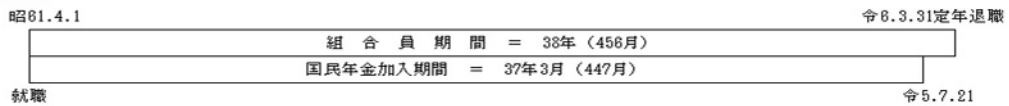
- ① 繰上げ請求した老齢厚生年金・老齢基礎年金の額は、生涯にわたり減額されます。(減額された年金額は本来の受給年齢になっても引上げることはできません。)
- ② 繰上げ請求後に取消し・変更はできません。
- ③ 繰上げ請求後に障害等級が1級又は2級に該当した場合、障害基礎年金は請求できません。
- ④ **繰上げ請求を行う場合は、老齢基礎年金とその他の実施機関に係る老齢厚生年金もすべて同時に繰上げ請求する必要があります。**
- ⑤ 経過的加算も繰上げの対象となります。
- ⑥ 繰上げ請求書を提出した翌月から支給されます。(年金払い退職給付は除く。)
- ⑦ 厚生年金被保険者である間(在職中)は、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止されます。(P58参照)

参考

老齢厚生年金及び老齢基礎年金を繰上げ請求した場合の計算例

○ 生年月日 昭和38年7月22日

○ 組合員略歴



○ 支給開始年齢が65歳(令和10年8月)の者が、62歳(令和7年8月)から繰上げ請求した場合の比較
 【繰上げ月数・・・老齢基礎年金=36月】

区分	通常の年金額(仮定)	繰上げの年金額	繰上げ年金額の計算
老齢厚生年金	① 1,510,669円	㉞ 1,293,133円	① × (1 - 0.4/100 × 36月)
退職共済年金(経過的職域加算額)	② 224,358円	㉟ 192,050円	② × (1 - 0.4/100 × 36月)
老齢厚生年金等(①+②)	③ 1,735,027円	㊲ 1,485,183円	㉞ + ㉟
老齢基礎年金	④ 740,344円	㉜ 633,734円	④ × (1 - 0.4/100 × 36月)

- (1) 通常の場合の年金額
 ・ 65歳～(令和10年8月分～) 2,475,371円(③+④)
- (2) 繰上げ請求した場合の年金額
 ・ 62歳～(令和7年8月分～) 2,118,917円(㊲+㉜)
- (3) 比較表

通常の場合		年齢	繰上げ請求した場合	
年額	累計額		年額	累計額
—円	—円	62歳	2,118,917円	2,118,917円
—円	—円	63歳	2,118,917円	4,237,834円
—円	—円	64歳	2,118,917円	6,356,751円
2,475,371円	2,475,371円	65歳	2,118,917円	8,475,668円
2,475,371円	4,950,742円	66歳	2,118,917円	10,594,585円
2,475,371円	7,426,113円	67歳	2,118,917円	12,713,502円
2,475,371円	9,901,484円	68歳	2,118,917円	14,832,419円
2,475,371円	12,376,855円	69歳	2,118,917円	16,951,336円
2,475,371円	14,852,226円	70歳	2,118,917円	19,070,253円
2,475,371円	17,327,597円	71歳	2,118,917円	21,189,170円
2,475,371円	19,802,968円	72歳	2,118,917円	23,308,087円
2,475,371円	22,278,339円	73歳	2,118,917円	25,427,004円
2,475,371円	24,753,710円	74歳	2,118,917円	27,545,921円
2,475,371円	27,229,081円	75歳	2,118,917円	29,664,838円
2,475,371円	29,704,452円	76歳	2,118,917円	31,783,755円
2,475,371円	32,179,823円	77歳	2,118,917円	33,902,672円
2,475,371円	34,655,194円	78歳	2,118,917円	36,021,589円
2,475,371円	37,130,565円	79歳	2,118,917円	38,140,506円
2,475,371円	39,605,936円	80歳	2,118,917円	40,259,423円
2,475,371円	42,081,307円	81歳	2,118,917円	42,378,340円
2,475,371円	44,556,678円	82歳	2,118,917円	44,497,257円
2,475,371円	47,032,049円	83歳	2,118,917円	46,616,174円
2,475,371円	49,507,420円	84歳	2,118,917円	48,735,091円
2,475,371円	51,982,791円	85歳	2,118,917円	50,854,008円
2,475,371円	54,458,162円	86歳	2,118,917円	52,972,925円

13

老齢厚生年金の繰下げ請求

65歳以降の老齢厚生年金については、その受給権(65歳の誕生日の前日)発生後1年(66歳)を経過する前に老齢厚生年金の請求を行わなかった場合には、請求により老齢厚生年金を75歳到達まで(※)繰り下げて受給することができます。

この場合における老齢厚生年金の額は、政令で定める額(繰下げ月数1月当たり0.7%)が加算されます。(※昭和27年4月2日以降生まれの場合)

繰下げ支給開始月等の取扱い

- ① 老齢厚生年金の繰下げ支給開始月は、当該申出のあった月の翌月からとなる。
- ② 老齢厚生年金の支給の繰下げは特別支給の老齢厚生(退職共済)年金には適用しない。
- ③ 老齢厚生年金の受給権が発生したとき、又は受給権の発生から1年を経過するまでの期間において、退職・老齢を支給事由とする年金以外の年金受給者となったときは、繰下げ請求はできない。(障害基礎年金は除く。)
- ④ 老齢厚生年金の受給権が発生してから1年を経過した日後に退職・老齢を支給事由とする年金以外の受給者となり、その後繰下げを申し出た場合は、退職・老齢を支給事由とする年金以外の受給者となった日において申し出があったとみなされる。

14

年金の併給調整

《一人一年金が原則》

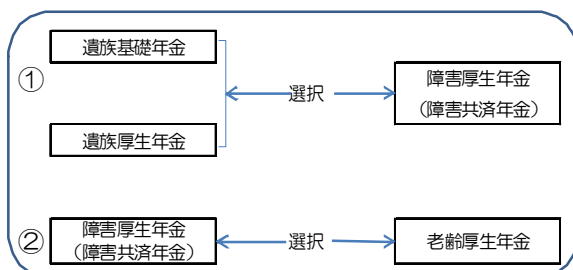
公的年金制度の年金は「一人一年金」による給付が行われています。2つ以上の給付事由の異なる年金の権利を受けた場合は、本人の選択によりいずれか1つの年金を受けることになります。その場合、他の年金は支給が停止されますが、将来に向かって選択することは可能です。(選択に当たっては、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。)

- 【例】 ・すでに年金を受けている者が、新たな年金を受けられるようになった場合
 ・2つ以上の年金の権利があり、いずれかの年金額が変更となり受け取る年金を変更した方が有利になる場合 など

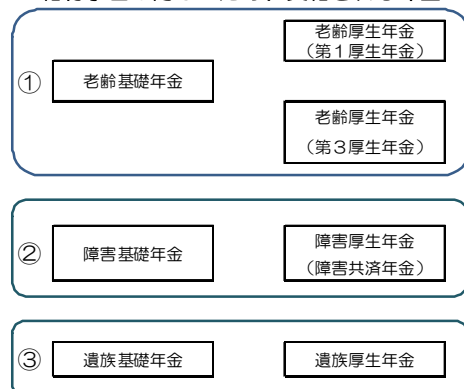
なお、例外として、同一給付事由により支給される年金については、一つとしてみなされ受給することができる年金もあります。

(主な事例参考)

2つ以上の異なる給付事由の年金(どちらか一つを選択)



給付事由が同じのため、支給される年金



被保険者（一般組合員）が平成 19 年 4 月 1 日以降に離婚、又は婚姻の取消し（以下「離婚等」という。）をした場合、その被保険者（一般組合員）若しくはその配偶者であった者から請求があったときは、両者の婚姻期間中の給料（標準報酬月額）及び期末手当等（標準賞与額）（以下「標準報酬総額」という。）を分割することができます。

(1) 離婚時の年金分割制度（平成 19 年 4 月実施）

離婚等した場合において、按分割合について当事者の合意又は裁判所の決定があれば当事者の婚姻期間に係る標準報酬総額を分割（当事者双方の婚姻期間の合計額の 2 分の 1 を上限）することができます。

平成 19 年 4 月以降の離婚等を対象としますが、それ以前の婚姻期間についても分割の対象となります。

(2) 離婚時の第 3 号被保険者期間についての年金分割制度（平成 20 年 4 月実施）

離婚等した場合又は分割を適用することが必要な事情があると認められる場合には、国民年金の第 3 号被保険者期間（平成 20 年 4 月以降の期間）に係る標準報酬総額の 2 分の 1 を分割することができます。

(3) 年金分割のための情報提供

一方の当事者又は他方の当事者からの請求により、次の情報を提供しています。

- ① 当事者それぞれの対象期間標準報酬総額
- ② 按分割合の範囲
- ③ ①及び②の算定となる期間
- ④ 第 1 号改定者及び第 2 号改定者の氏名

(4) 年金分割請求（標準報酬改定請求）

原則として、離婚等が成立した日の翌日から起算して 2 年を経過した場合は、年金分割請求はできません。

(5) 情報提供請求書、標準報酬改定請求書の取得窓口（ワンストップサービス（P62）対象）
第 1 号～第 4 号厚生年金実施機関

（2 つ以上の種別の期間がある場合、いずれか 1 つの実施機関にまとめて請求）



情報提供請求書及び標準報酬改定請求書が必要なときは、
支部事務局年金グループ（P64）まで連絡してください。

《請求書の提出先》

		他方の当事者（乙）		
		組合員	退職者	非組合員
一方の当事者（甲）	組合員	当事者のいずれかが所属する支部	甲が所属する支部	甲が所属する支部
	退職者	乙が所属する支部	本部	本部
	非組合員	乙が所属する支部	本部	本部 （他の実施機関へ電子回付）

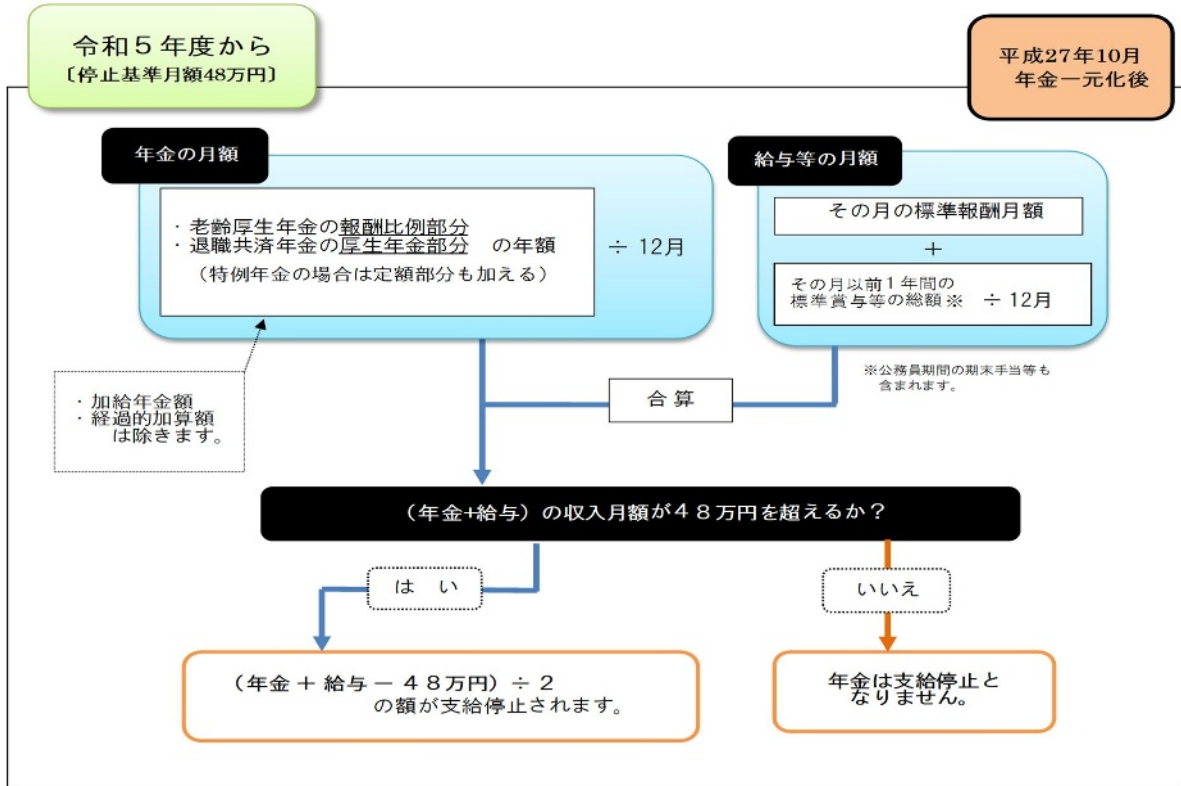
16

厚生年金の被保険者である間の支給停止

厚生年金の被保険者である間、受給する年金は、全部又は一部が支給停止されます。

複数の老齢厚生年金を受給している場合は、合算した年金額を基礎として支給停止総額を計算し、個々の老齢厚生年金の年金額に応じて按分した額を個々の老齢厚生年金に係る支給停止額とします。

老齢厚生年金(報酬比例部分)又は、退職共済年金(厚生年金部分)の支給停止額



報酬比例(厚生年金)部分の支給停止額早見表

(単位:万円)

給与等の月額	年金月額(厚生年金部分)					
	10万円	11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
14万円	0	0	0	0	0	0
16万円	0	0	0	0	0	0
18万円	0	0	0	0	0	0
20万円	0	0	0	0	0	0
22万円	0	0	0	0	0	0
24万円	0	0	0	0	0	0
26万円	0	0	0	0	0	0
28万円	0	0	0	0	0	0
30万円	0	0	0	0	0	0
32万円	0	0	0	0	0	0
34万円	0	0	0	0	0	0.5
36万円	0	0	0	0.5	1	1.5
38万円	0	0.5	1	1.5	2	2.5
40万円	1	1.5	2	2.5	3	3.5
42万円	2	2.5	3	3.5	4	4.5
44万円	3	3.5	4	4.5	5	5.5

[(年金 + 給与 - 48万円) ÷ 2]

改正前地共済法による職域部分
(退職共済年金「職域年金相当額」
又は「経過的職域加算額」)の取扱いについて

○第1号・第4号厚生年金被保険者
として再就職した場合 ⇒ 支給

○第2号・第3号厚生年金被保険者
(共済組合員等)として再就職した
場合 ⇒ 支給停止

老齢厚生(退職共済)年金等の公的年金は、所得税法上、雑所得として課税され、年金の支給の都度、所得税が源泉徴収されます。(障害年金及び遺族年金は非課税です。)

配偶者控除などの所得控除を受けるために、毎年「扶養親族等申告書」を提出することになります。(受給者本人の基礎的控除のみの場合は提出不要)

また、年末調整は行われませんので、本人が確定申告をする必要があります。

(1) 65歳未満で税法上の扶養親族が無い場合の徴収税額(月額)

〔年金月額－(年金月額×25/100＋65,000円)〕×5/100			
*基礎的控除		*税率	
(9万円未満の場合は9万円)		(平成19年1月から)	

(参考)

年金額		税額(円)		年金額		税額(円)	
年額	月額	月額	年額	年額	月額	月額	年額
108万円	9万円	0	0	204万円	17万円	3,125	37,500
120万円	10万円	500	6,000	228万円	19万円	3,875	46,500
132万円	11万円	875	10,500	252万円	21万円	4,625	55,500
156万円	13万円	1,625	19,500	276万円	23万円	5,375	64,500
180万円	15万円	2,375	28,500	300万円	25万円	6,125	73,500

(2) 65歳未満で税法上の控除対象配偶者が有る場合の徴収税額(月額)

〔年金月額－(年金月額×25/100＋65,000円＋32,500円)〕×5/100			
*基礎的控除		*配偶者控除	*税率
(9万円未満の場合は9万円)		(老人控除対象配偶者4万円)	

(参考)

年金額		税額(円)		年金額		税額(円)	
年額	月額	月額	年額	年額	月額	月額	年額
158万円	—	0	0	228万円	19万円	2,250	27,000
168万円	14万円	375	4,500	252万円	21万円	3,000	36,000
180万円	15万円	750	9,000	276万円	23万円	3,750	45,000
204万円	17万円	1,500	18,000	300万円	25万円	4,500	54,000

※ 平成25年1月から所得税額×2.1%が復興特別所得税として源泉徴収されています。

(3) 確定申告について

- ① 確定申告の時期
毎年2月16日から3月15日まで(土曜日、日曜日に注意)
- ② 確定申告の提出先
受給者の住所地又は居住地の税務署等
- ③ 確定申告に必要な書類
ア 確定申告書用紙(税務署で配布を受けてください。)
イ 前年分の公的年金等の源泉徴収票
(本部等から毎年12～1月に送付されます。)
ウ 給与所得の源泉徴収票、保険料の支払証明書、医療費の領収書等

【確定申告が不要となる者】

- 令和5年度中の公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の所得金額が20万円以下の者
- 遺族・障害年金は、非課税のため申告は不要

- ・公的年金収入とは・・・公的年金制度の課税年金や企業年金の収入
- ・所得金額とは・・・利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等に係る雑所得以外）の合計額

年金は、給与所得のような年末調整は行われません。社会保険料、生命保険料等を支払った場合、確定申告により、所得税の還付が受けられる場合もあります。

18

年金の支給日と受給後の手続き

(1) 年金の支給日

年金の支給は**受給権発生日**（支給開始年齢の誕生日の前日）の翌月分からです。
偶数月の15日（土曜日に当たるときは14日、日曜日に当たるときは13日になる）にその支給期月の前月までの2か月分を支給します。

ご注意ください！

●初回の年金の振込について

初回の年金決定の審査は慎重に行われ、その後、順次決定処理を行うため、**請求書を受け付けてから決定までの標準処理日数は約6か月要します。**

振込日等については、年金が決定次第送られてくる年金支払通知書で確認してください。

- 年金支払通知書は、原則年2回（6月・12月）に送付されます。
- 年金の送金額等（金額・振込口座）が変更になった場合は、改めて年金支払通知書が送られます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
受給月	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
（前2か月分）	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

(2) 受給後の手続き

重要！

主な手続き	手続き方法	届出先
年金受取金融機関の変更	ホームページから「年金関係書類請求書」をダウンロードの上、記入し本部に提出後、届いた「年金受給権者受取機関変更届」を記入し提出する	本部
死亡の連絡	「年金フォーラム」（年金受給者向け広報誌）にある異動連絡票を記入し本部に提出する	本部
住所の変更	住民票と連動するため、手続不要（連動まで半年程度かかります）	-
源泉徴収票の再交付	本部年金相談室に電話（03-5259-1122）で依頼する	本部
年金証書の再交付	ホームページから「年金証書再交付申請書」をダウンロードの上、記入し本部に提出する	本部

※公立学校共済組合ホームページアドレス <https://www.kouritu.or.jp/>
「年金受給者（待機者）向け手続き」から「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」へ入ってください。

◀ 愛知県の『再任用制度』の取扱い ▶ R6.4.1 時点

		暫定再任用・定年前再任用		暫定再任用
		短 時 間 ・ 非 常 勤		常 勤 (フルタイム)
勤務形態		15 時間 30 分勤務/週 19 時間 20 分勤務/週	31 時間勤務/週	38 時間 45 分勤務/週 (※)
年金制度		加入しない	厚生年金 (第 1 号厚生年金被保険者)	厚生年金 (第 3 号厚生年金被保険者)
健康保険		国民健康保険、共済組合の 任意継続組合員など	共済組合	共済組合
雇用保険		非 加 入	加 入	加 入
60 歳未満の配偶者 (国民年金第 3 号 被保険者)		国民年金第 3 号→1 号 への 変更手続き を居住 地の市区町村で行う。	再就職先で国民年金第 3 号の届出の手続きをする。 (週 38 時間 45 分勤務も同様)	
年金の支給	①退職共済年金 (経過的職域加算額)	支 給	支 給	<u>支給停止</u>
	②老齢厚生年金 (報酬比例部分) ※厚生年金部分の額	支 給	年金額と給料額に応じて、一部 支給停止になる。	年金額と給料額に応じて、全 額又は一部支給停止になる。
再任用期間 終了後の年金		影響なし	加入していた再任用期間分が新規決定、又は加算される。	
年金と雇用保険 との併給調整		65 歳未満に限り、雇用保険からの基本手当(失業保険)を受給選択した場合は、その間、 職域年金相当部分又は経過的職域加算額を除き年金の支給が停止される。		

…(※)正規職員の所定勤務時間と同一の勤務時間の者

- ・ 定年退職後、公立学校共済組合員(第 3 号厚生年金被保険者)として再度加入した場合であっても、60 歳未満の配偶者の国民年金第 3 号被保険者の資格取得手続きが必要です。

◀ 愛知県の『臨時的任用・任期付任用』の取扱い ▶

		臨時的任用		任期付任用
		R2.4.1~R4.9.30	R4.10.1~	R2.4.1~
期間		R2.4.1~R4.9.30	R4.10.1~	R2.4.1~
年金制度		厚生年金(共済組合) (第 3 号厚生年金被保険者)	厚生年金(日本年金機構) (第 1 号厚生年金被保険者)	厚生年金(共済組合) (第 3 号厚生年金被保険者)
健康保険		共済組合	共済組合	共済組合
在職中に老齢厚生年金を受給している場合				
年金の支給	①退職共済年金 (経過的職域加算額)	<u>支給停止</u>	支 給	<u>支給停止</u>
	②老齢厚生年金 (報酬比例部分) ※厚生年金部分の額	年金額と給料額に応じて、全額 又は一部支給停止になる。	年金額と給料額に応じて、一部 支給停止になる。	年金額と給料額に応じて、全 額又は一部支給停止になる。
再任用期間 終了後の年金		加入していた期間分が新規 決定、又は加算される。	日本年金機構が支給する老 齢厚生年金に加算される。	加入していた期間分が新規 決定、又は加算される。

被用者年金制度一元化により、公的年金の2階部分である被用者年金部分は厚生年金保険に統一されました。厚生年金の業務を行っている日本年金機構が全ての厚生年金被保険者の年金業務を行うのではなく、一元化前に年金の決定及び支給に携わっていた各組合等（例えば、公立学校共済組合）が、引き続き年金業務を行っています。

そのため、厚生年金を実施する実施機関を4つに分類し、日本年金機構の「公的年金給付総合情報連携システム」により、それぞれの組合が管轄する被保険者の情報交換をオンライン連携により管理・交換できるようにして、

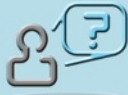
- ある実施機関への請求や届出を別の実施機関に対しても行えるようにする。
- ある実施機関に係る年金額の相談を別の実施機関でも行えるようにする。
- ある実施機関で受け付けた書類を他の実施機関に転送する。

というように、年金業務の迅速化を進めるワンストップサービスを行っています。

一元化前は、請求手続きの窓口は各共済組合等で行っていましたが、一元化後は、一部例外（老齢基礎年金・障害厚生年金）を除いて、どこの窓口にも提出しても可能となりました。

●各厚生年金被保険者の分類(第1号～第4号)及び実施機関

第1号 厚生年金被保険者	日本年金機構 (民間会社の会社員)	窓 口 年金事務所
第2号 厚生年金被保険者	国家公務員共済組合 (国家公務員共済組合 の組合員)	窓 口 共済組合 (国家公務員)
第3号 厚生年金被保険者	地共連グループ (地方公務員共済組合の組合員)	窓 口 各共済組合
第4号 厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団	窓 口 私学共済



年金の相談

1 [年金相談の実施]

いずれの窓口でも可能!!

①年金加入記録等の照会

対象者は、被保険者、被保険者であった者および一元化後に年金受給権が発生する受給者。

②年金見込額試算の実施

一元化施行後に年金受給権が発生する50歳以上の被保険者で、老齢厚生年金および老齢基礎年金が対象。

ただし、障害厚生年金、遺族厚生年金の相談は該当実施機関で対応。



年金情報の提供
(自宅に送付)

2 [年金情報の提供] ねんきん定期便

加入者および待機者に、最終加入制度の実施機関から年金見込額等の情報を通知する。

①毎年通知(②の年齢以外)

◆誕生日に「はがき」で通知。

<情報内容>年金加入期間、老齢年金見込額、保険料納付済総額、直近13か月分保険料納付額等

②節目年齢時通知(35歳、45歳、59歳)

◆誕生日に「封書」で通知。

<情報内容>年金加入期間、老齢年金見込額、保険料納付済総額、退職一時金返還見込額、年金加入履歴、標準報酬月額等の月別状況、国民年金保険料の納付状況、等



年金請求手続き
(自宅に送付)



年金種別等により
提出先は変わる。

3 [年金請求手続き]

①(特)老齢厚生年金請求書の事前送付

各実施機関共通で1部とし、直近加入の実施機関から受給開始年齢に達する約2か月前に年金請求書が送付される。

②提出先

- ・(特)老齢厚生年金...どの実施機関にも提出可能。(一部例外あり)
- ・障害厚生年金...初診日に加入している実施機関
- ・遺族厚生年金...被保険者または受給権者が死亡した場合は、どの実施機関にも提出可能。

4 [年金証書の送付および年金の送金]

1号厚生から4号厚生の各実施機関毎に年金裁定が行われ、年金証書の交付および年金の送金が各実施機関毎にされる。



年金の受給
および
各種届出

5 [年金受給権者の届出手続き]

いずれの窓口でも可能!!

ワンストップサービスの対象となる届書(すべての年金に共通するもの)

- ・氏名変更届 ・住所変更届 ・受取機関変更届 ・死亡届
- ・未支給〔年金・保険給付〕請求書 ・年金受給選択申出書
- ・年金証書再交付申請書(改定通知書・振込通知書再交付申請書)
- ・源泉徴収票交付(再交付)申請書 ・年金加入期間確認請求書 等

年金関係問い合わせ先一覧

日本年金機構 年金事務所（愛知県と周辺）《第1号厚生年金被保険者の実施機関》

年金事務所	電話番号 (ねんきんダイヤル)	管轄区域
大 曾 根	052-935-3344	千種区 東区 守山区 名東区
中 村	052-453-7200	中村区 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡
鶴 舞	052-323-2553	中区
熱 田	052-671-7263	熱田区 中川区 港区
笠 寺	052-822-2512	瑞穂区 南区 緑区 豊明市
昭 和	052-853-1463	昭和区 天白区 日進市 愛知郡
名古屋西	052-524-6855	西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡
名古屋北	052-912-1213	北区 春日井市 小牧市
豊 橋	0532-33-4111	豊橋市 蒲郡市 田原市
岡 崎	0564-23-2637	岡崎市 額田郡
一 宮	0586-45-1418	一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 丹羽郡
瀬 戸	0561-83-2412	瀬戸市 尾張旭市 長久手市
半 田	0569-21-2375	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡
刈 谷	0566-21-2110	刈谷市 碧南市 安城市 西尾市 知立市 高浜市
豊 田	0565-33-1123	豊田市 みよし市
豊 川	0533-89-4042	豊川市 新城市 北設楽郡
岐 阜 北	058-294-6364	岐阜市 山県市 瑞穂市 本巣市 本巣郡
岐 阜 南	058-273-6161	羽島市 各務原市 羽島郡
大 垣	0584-78-5166	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡
多 治 見	0572-22-0255	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市
美濃加茂	0574-25-8181	美濃加茂市 関市 美濃市 可児市 郡上市 可児郡 加茂郡
四 日 市	059-353-5515	四日市市 桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡
浜 松 西	053-456-8511	浜松市中区 浜松市西区 浜松市北区 湖西市
浜 松 東	053-421-0192	浜松市東区 浜松市南区 浜北区 天竜区 磐田市

公立学校共済組合《第3号厚生年金被保険者の実施機関》

●公立学校共済組合本部年金相談室：退職後の方、年金の支給状況・死亡連絡・口座等

☎101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電話番号03-5259-1122（年金相談専用電話）

受付時間月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

午前9時から午後5時30分まで

●公立学校共済組合愛知支部年金グループ：在職中の方

☎460-8534 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県教育委員会福利課内

電話番号052-954-6776

受付時間月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

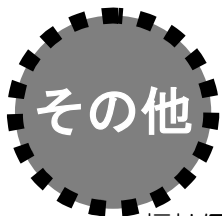
午前8時45分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く）

日本私立学校振興・共済事業団《第4号厚生年金被保険者の実施機関》

●日本私立学校振興・共済事業団 愛知会館 共済業務課

☎460-0003 名古屋市中区錦3-11-13（名古屋ガーデンパレス内）

電話番号 052-957-1388



1

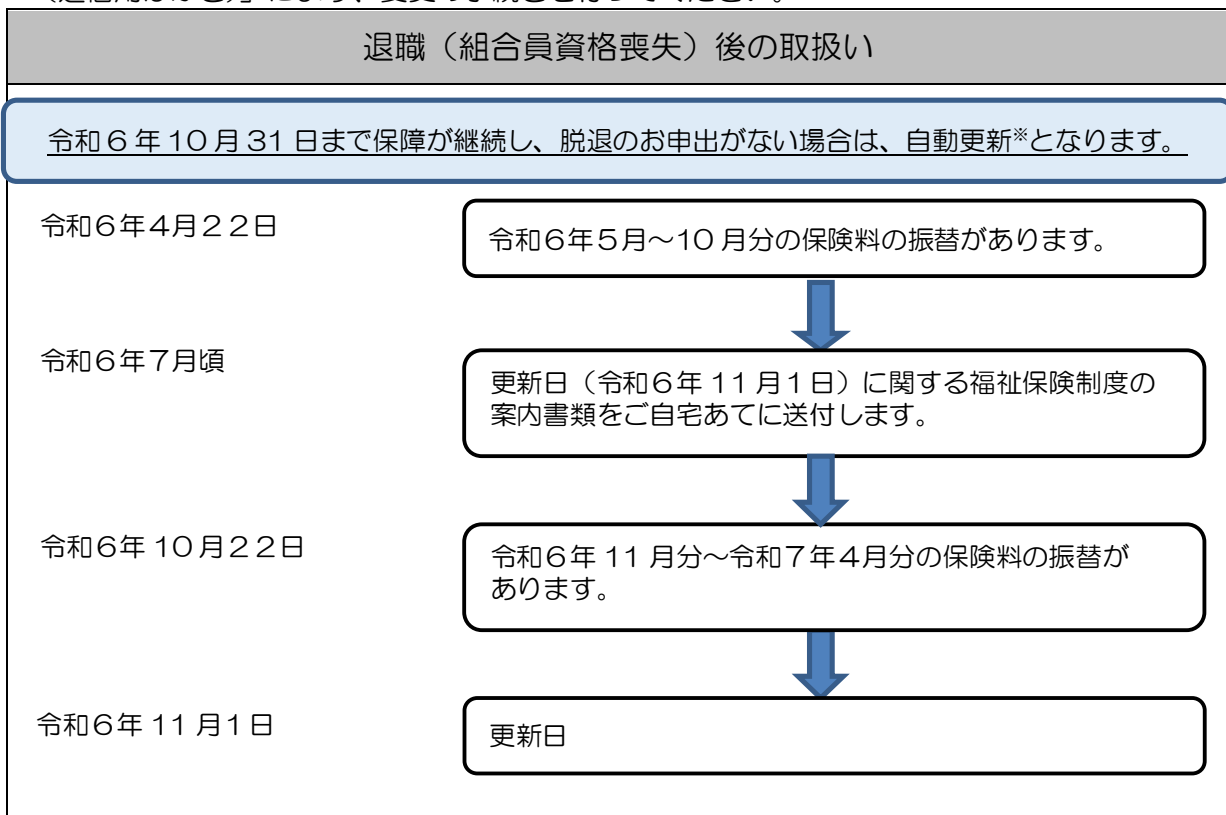
福祉保険制度

(ファミリー年金、傷病休職給付金、入院費用給付金、特定疾病給付金、元気づくりリソース) について— 加入者のみ —

福祉保険制度は、退職時の年齢に関わらず、退職（組合員資格喪失）後も継続加入となります。退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新※となります。

退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続きで手続きができます。

なお、退職にあたって住所、電話番号、登録口座等に変更がある場合は、福祉保険制度加入者票（毎年10月及び4月送付）に同封されている「公立共済福祉保険制度異動変更連絡票（返信用はがき）」により、変更の手続きを行ってください。



※保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新

(1) 制度別の継続加入可能年齢

制度名	継続加入可能年齢
ファミリー年金	保険年齢 84 歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
傷病休職給付金	継続不可（在職中の就業障害に対する給付のため、退職日の属する月の末日で脱退）
入院費用給付金	保険年齢 75 歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通） 保険年齢 22 歳まで更新継続可能（こども）
特定疾病給付金	保険年齢 75 歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
元気づくりサービスコース	保険年齢 84 歳まで更新継続可能

（注1）ファミリー年金の死亡給付金の単独加入できません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

なお、脱退に伴い未経過保険料がある場合は返金されます。

（注2）保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。

例:保険年齢 75 歳＝毎年 11 月 1 日現在満 74 歳 6 か月を超え、満 75 歳 6 か月まで。

(2) 配当金の取扱い

＜令和6年 10 月 31 日をもって、福祉保険制度を脱退した場合＞

1 毎年受取型の方

令和4年度分（保障期間：令和4年 11 月 1 日～令和5年 10 月 31 日）は令和6年2月頃、令和5年度分（保障期間：令和5年 11 月 1 日～令和6年 10 月 31 日）は令和7年2月頃に登録口座への送金又は郵便払出証書により還付されます。

2 毎年積立型の方

令和7年2月頃に登録口座への送金又は郵便払出証書により還付されます。

(3) 退職後の取扱い照会先

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00
請求相談センター	保険金の請求	0120-660-998	

※制度内容等詳細についてはデジタルパンフレットでご確認ください。デジタルパンフレットは公立共済ホームページにてご覧いただけます。

デジタルパンフレットログインパスワード ID : kouritu PW : kouritu1111

2

アイリスプラン

(年金コース、医療・日常事故コース
及び介護保障コース) について— 加入者のみ —

(1) 年金コース

組合員資格喪失後は、継続加入できません。

年度末時点で満 60 歳以上の退職予定者へは、12 月末頃に自宅宛てに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、その案内に従って手続きを行ってください。

また、年度末時点で満 60 歳未満の退職予定者は、必ず下記の財団サービスセンターまでご連絡ください。

(2) 医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満 90 歳まで、日常事故補償コースは生涯にわたり加入を継続できます。

(3) 介護保障コース

教職員共済生協との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
株式会社一ツ橋 サービス	介護保障コース	0120-878-626	

3

貸付金残額の償還について

貸付金に未償還残高があるときは、原則として退職手当から控除します。

退職者が償還手続きをする必要はありません。

なお、退職手当から全て控除できない場合は、退職時の所属所を通じて連絡させていただきます。

また、団信制度の加入者で未経過保険料がある場合は、7 月末頃に保険料引き落とし口座へ入金されますので、しばらくの間口座の解約をしないでください。

4

福祉貯金

(1) 退職者（再任用職員採用予定者を含む。）

解約の手続きをしてください。令和6年4月以降、再任用職員として就職される方も必ず解約してください。総務事務システム対象職員は、総務事務システムにより行ってください。なお、今年度に引き続き再任用職員として働かれる方は、解約の必要はありません。

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉貯金解約請求書」（様式第4号） ・「非課税貯蓄廃止申告書」（「非課税貯蓄申告書」を提出している者）
提出期限	令和6年3月25日（月）必着 ※令和6年3月分まで積立をする場合は、令和6年3月1日以降に必要書類を提出すること。
提出先	福利課 厚生グループ又は三井住友信託銀行名古屋営業部
備考	令和6年3月25日までの受付分は、令和6年4月22日に給付金等振込口座に解約金を送金します。令和6年3月26日以降の受付分は5月以降の送金となります。

(2) 再任用職員（令和6年4月以降就職者をいう。）

改めて福祉貯金に加入することができますので、希望者は令和6年4月以降、新規加入手続きをしてください。総務事務システム対象職員は、総務事務システムにより行ってください。

なお、福祉貯金加入の手続きに関する書類については、各支所（教育事務所等）及び福利課厚生グループにありますので、ご連絡ください。

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉貯金申込書」（様式第1号） ・「福祉貯金口座振込（変更等）申出書」（再任用職員（ハーフ）として任用される場合のみ提出。様式は互助会ホームページから各自でダウンロードしてください。） ・「非課税貯蓄申告書」（障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受ける場合のみ提出）
提出期限	毎月25日 必着 （総務事務システム対象職員は毎月24日必着） ※ 締切日が土・日曜・休日の場合は、その前金融機関営業日が締切日となります。
提出先	福利課厚生グループ（総務事務システム対象職員は総務事務センター）

5

財産形成貯蓄

(1) 退職者（再任用職員採用予定者を含む。）

ア 一般財形・財形住宅

解約の手続きをしてください。

解約金は、「財産形成貯蓄等払戻請求書」（様式第4）を提出した翌月の末日までに、取扱金融機関から直接振り込まれます。

必要書類

- ・「財産形成貯蓄等払戻請求書」（様式第4）

提出期限

- ・退職月の末日

※書類の提出期限については、当日が土・日曜・休日の場合は、その前日になります。

提出先

- ・所属長経由の上、福利課厚生グループへ提出

※総務事務システム対象職員は、総務事務センターへ提出

イ 財形年金

① 財形年金受取要件を満たしている者（要件：55歳以上で積立期間5年以上）

（ア）積立終了日が退職日以前の者

受取方法を決める手続きをしてください。

必要書類

- ・「財産形成年金貯蓄入金指定口座等届出書」（非課税適用確認申告書）（様式第5）
- ・「財産形成貯蓄者退職等届出書」（様式第6）

提出期限

- ・様式第5については、積立終了月の末日
- ・様式第6については、退職月の末日

※書類の提出期限については、当日が土・日曜・休日の場合は、その前日になります。

提出先

- ・所属長経由の上、福利課厚生グループへ提出

※総務事務システム対象職員は、総務事務センターへ提出

（イ）積立終了日が退職日以後の者

速やかに積立終了日を退職日以前に変更した上で、受取方法を決める手続きをしてください。

必要書類

- ・「財産形成貯蓄等変更届（A）」（様式第2）
- ・「財産形成年金貯蓄入金指定口座等届出書」（非課税適用確認申告書）（様式第5）
- ・「財産形成貯蓄者退職等届出書」（様式第6）

提出期限

- ・様式第2については、退職月の前々月の末日
- ・様式第5については、積立終了月の末日
- ・様式第6については、令和6年3月の末日

※書類の提出期限については、当日が土・日曜・休日の場合は、その前日になります。

提出先

- ・所属長経由の上、福利課厚生グループへ提出

※総務事務システム対象職員は、総務事務センターへ提出

② 財形年金受取要件を満たしていない者

解約の手続きをしてください。

解約金は、「財産形成貯蓄等払戻請求書」を提出した翌月の末日までに、取扱金融機関から直接振り込まれます。

必要書類

- ・「財産形成貯蓄等払戻請求書」(様式第4)

提出期限

- ・退職月の末日

※書類の提出期限については、当日が土・日曜・休日の場合は、その前日になります。

提出先

- ・所属長経由の上、福利課厚生グループへ提出

※総務事務システム対象職員は、総務事務センターへ提出

(2) 再就職者（再任用職員は含まない。）

再就職先で財形制度が実施されていれば、新勤務先において財形貯蓄を継続することができますので、希望者は勤務先変更の手続きをしてください。

必要書類

- ・「財産形成貯蓄等変更届(B)」(様式第3) ※年金・住宅は個人番号の記入をお願いします。

提出期限

- ・異動月の末日

※書類の提出期限については、当日が土・日曜・休日の場合は、その前日になります。

提出先

- ・所属長経由の上、福利課厚生グループへ提出

※総務事務システム対象職員は、総務事務センターへ提出

事務処理

- ・再就職先で確認の上、申込みの手続きをしてください。

※提出期限について

令和5年度の3月は30日が土曜日、31日が日曜日となっておりますので、書類の提出期限は29日金曜日となります。

6

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導は、生活習慣病を予防することを目的とした健診と保健指導の制度です。法律により、公立学校共済組合を含む公的医療保険者は加入している40歳から74歳までの被保険者及び被扶養者を対象に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられています。また、受診者が少ない場合は、国の方針により組合員の皆様からの掛金が将来的に増額する可能性がありますので、受診にご協力ください。

【参考：特定健康診査・特定保健指導の実施方法】

【 特 定 健 康 診 査 】			
問診や身体測定、採血や尿検査を含む健診から生活習慣病の発症リスクを確認します。			
	公立学校共済組合愛知支部		その他
	組合員 (正規・再任用フルタイム・任期付任用職員・短期組合員(※)等)	任意継続組合員	
被保険者 (組合員本人)	次のいずれかを受診 ・職場の定期健康診断 ・人間ドック健診(4月募集・7月以降受診)	特定健康診査受診券(7月配付)を持って各自健診機関に予約して受診	加入先による 再就職先あるいは居住地の市町村へ問い合わせてください
被扶養者	特定健康診査受診券(7月配付)を持って各自健診機関に予約して受診	※共済組合が募集する人間ドックへの <u>申込不可</u>	

※自治体の方針等により職場の定期健康診断が実施されない一部の短期組合員については、特定健康診査受診券を配付予定

【 特 定 保 健 指 導 】※該当者のみ随時通知			
健診結果から生活習慣病の発症リスクが高い方には保健指導を受けていただきます。			
	公立学校共済組合愛知支部		その他
	組合員 (正規・再任用フルタイム・任期付任用職員・短期組合員等)	任意継続組合員	
被保険者 (組合員本人)	次のいずれかを実施(予定) ・人間ドック当日実施 ・学校訪問型特定保健指導	特定保健指導利用券(別途配付)を持って各自実施機関に予約して実施	加入先による 再就職先あるいは居住地の市町村へ問い合わせてください
被扶養者	特定保健指導利用券(別途配付)を持って各自実施機関に予約して実施		

「宿泊施設特別利用者証」(以下「利用者証」という。)は、公立学校共済組合が経営する施設「公立共済やすらぎの宿 (<https://www.kourituyasuragi.jp/>)」及び他の共済組合等が経営する宿泊施設を、組合員料金でご利用いただけるカードです。

交付を御希望される方は、下記により申請の手続きをしてください。

ただし、他支部及び他の共済組合への異動及び転出者は交付の対象外です。

記

1 申請方法

「宿泊施設特別利用者証交付申請書」(以下「申請書」という。)に94円切手を貼付した**長形3号**の返信用封筒を添付の上、愛知支部 共済経理グループへ提出してください。

2 申請書

愛知支部ホームページ「諸届用紙ダウンロード」から入手してください。

「諸届用紙ダウンロード」⇒「諸届用紙ダウンロード一覧(年金関係・貸付関係・厚生関係)」⇒厚生関係(宿泊施設利用関係)「宿泊施設特別利用者証」

3 配付内容

- ・利用者証
- ・小冊子「公立共済やすらぎの宿」

4 利用者証等の問合せ先

公立学校共済組合愛知支部 共済経理グループ (愛知県教育委員会福利課内)

〒 460-8534 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電 話 052-954-6774

FAX 052-953-5057

5 その他

クレジットカード機能が付帯された「公立共済メンバーズカード」(以下「メンバーズカード」という。)は、利用者証としてもご利用ができます。

メンバーズカードの詳細は、公立共済メンバーズデスク(フリーダイヤル 0120-258-678)若しくは、下記メンバーズカード専用ホームページでご確認ください。

URL : <https://www.kourituyasuragi.jp/memberscard>

【参考】



宿泊施設特別利用者証
(クレジットカード機能なし)



公立共済メンバーズカード
(クレジットカード機能あり)

退職時の手続一覧

福利厚生事務冊子	→この冊子の該当ページをコピーし、記入する。
アイジブADL	→アイジブ(総務事務システム)からダウンロード後、記入・印刷し、総務事務センターに提出する
アイジブ入力	→アイジブ(総務事務システム)で直接入力し、送信する
ホームページADL	→公立学校共済組合愛知支部のホームページからダウンロード後、記入する
共済指定	→支部事務局(福利課)・教育事務所等から共済組合指定用紙を取寄せ、記入する
互助会指定	→互助会事務局(福利課)・教育事務所等から互助会指定用紙を取寄せ、記入する
県指定	→県立学校は総務事務センターから、それ以外は福利課・教育事務所等から県指定用紙を取寄せ、記入する
所属保管	→所属で保管しているものの写しを提出する

用紙の取得方法等

手続き内容	ページ	担当	チェック欄	提出書類等	備考	県立学校 (総務事務システム)通称者		県立学校以外	
						用紙の取得	提出方法 提出先	用紙の取得	提出方法 提出先
組合員証等返却	1	資格・給付G		組合員証	全員提出	—	所属所	—	所属所
					被扶養者証、限度額適用認定証 等	交付されている者のみ			
					組合員資格取得届書				
組合員資格を再取得する者	12	資格・給付G		互助会加入申込書	市町村費、名市大を除く	ホームページADL アイジブADL	総務事務センター	ホームページDL	所属所
				被扶養者申告書	該当する者がいる場合のみ提出				
					(配偶者の場合は国民年金第3号被保険者関係届)				
					給付金等口座振込申込書				
任意継続組合員に加入する者	15	資格・給付G		任意継続組合員申込書・被扶養者申告書	希望者のみ	ホームページDL	総務事務センター	ホームページDL	所属所
				組合員マスター内容カード(写)	所属所保管				
				任意継続掛金の振込依頼書					

問い合わせ先

公立学校共済組合愛知支部
愛知県教育委員会福利課
(一財) 愛知県教育職員互助会

住 所：〒460-8534

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話：052-961-2111 (県庁代表)

F A X：052-953-5057 (各担当共通)

共済経理グループ 052-954-6774 (ダイヤル)

掛金・負担金、貸付、宿泊施設特別利用者証等の手続き

資格・給付グループ 052-954-6775 (ダイヤル)

組合員資格・被扶養者の認定、任意継続組合員、短期給付等の手続き

年金グループ 052-954-6776 (ダイヤル)

年金(年金記録・厚生(共済)年金)等の手続き

厚生グループ 052-954-6777 (ダイヤル)

財産形成貯蓄、福祉貯金、個人型確定拠出年金(iDeCo(愛知県費のみ))

特定健康診査・特定保健指導、福祉保険制度、互助会福利厚生事業等の手続き

問い合わせ対応時間：月曜から金曜日(祝日及び年末年始除く)

午前8時45分から正午、午後1時から午後5時30分

愛知県総務事務センター	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2(東大手庁舎7F) 電話：052-746-2000
(一財) 愛知県退職教職員互助会 (小中学校関係)	〒460-0007 名古屋市中区新栄1-49-10(愛知県教育会館内) 電話：052-251-5914
(一財) 愛知県公立高等学校教職員 退職互助会 (高等学校関係)	〒460-0007 名古屋市中区新栄1-49-10(愛知県教育会館内) 電話：052-261-2248
教職員共済生活協同組合愛知事業所	〒460-0007 名古屋市中区新栄1-49-10(愛知県教育会館内) 電話：052-251-1800